障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成17年3月18日(金)

社会·援護局障害保健福祉部

精神保健福祉課

目 次

	54
1 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について	
(1)精神科救急システムの整備について	4
(2)精神医療審査会の適切な運営について	
(3) 精神病院に対する指導監督等について	1
2 精神障害者社会復帰施設について	
(1)精神障害者社会復帰施設の整備について	2
(2)精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について	3
3 精神障害者居宅生活支援事業の実施について	3
4 精神障害者退院促進支援事業の実施について	5
5 心の健康づくり対策について	
(1) うつ病・自殺防止対策の推進について····································	5
(2) PTSD(外傷後ストレス障害)対策の推進について	6
(3)児童思春期の心の健康づくり対策の推進について	
(4)「こころのバリアフリー宣言」について	
6 その他	
(1)精神保健指定医新規申請書類について	9
(2) 精神保健研究所の研修予定について	a

1 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供について

(1)精神科教急システムの整備について

精神科教急医療システムの整備については、各都道府県・指定都市が実状に応じて、精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するための体制整備を行う事業として、精神科教急医療システムの運営に関する国庫補助事業を実施してきたところであり、この間、精神保健福祉法に基づく移送を適正・円滑に実施するための精神科教急情報センターや、在宅の精神障害者の症状の悪化に対して早期に適切な医療を提供するための精神科初期教急医療システムを整備するなど、同事業の充実に努めてきたところである。さらに、一般教急と同様にセンター機能を持つ中核的な教急医療施設を地域ごとに整備していく必要があると考えており、平成17年度予算案では、これまでの輪番制病院や医療相談窓口などの精神科教急医療体制の整備に加え、「精神科教急医療センター」を整備するための予算を新たに盛り込んだところである。

精神科教急医療システムの充実・強化は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健福祉施策の基本的な施策を推し進め、精神障害者が安心して地域で生活するためにも必要不可欠であると考えており、着実な精神科教急医療体制の整備の推進をお願いしたい。

(2)精神医療審査会の適切な運営について

精神医療審査会は在院患者の人権確保の観点から極めて重要な役割を果たすものであるが、退院請求・処遇改善請求等の処理に要する平均的な日数が1ヶ月を超える都道府県等があるなど、不適正な状況が見受けられる。

都道府県等におかれては、平成12年3月28日障第209号厚生省大臣官房 障害保健福祉部長通知「精神保健及び精神障害福祉に関する法律第12条に規定 する精神医療審査会について」に基づき、精神医療審査会の適正な運営を図るよ うに徹底されたい。

(3)精神病院に対する指導監督等について

精神保健福祉施策の推進については、かねてより人権に配慮した適切な医療・保護の確保に努めていただいているところであるが、厚生労働省としても、近年の精神病院における人権侵害事業の発生等にかんがみ、より適正な入院患者の医療・保護の確保を図るため、都道府県知事・指定都市市長が精神病院に対して実施した実地指導等を検証する「精神病院実地検証」を実施している。

精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院において、不当な身体拘束や開放処遇の制限などの指導が徹底されていない事例が未だに見られるとともに、係

る不当な身体拘束等の重要事項について指導が徹底されていない事例がある。また、不適切な定期病状報告の事例も認められている。

精神病院入院者の適切な処遇の確保等については、精神病院に対する実地指導後の措置として、平成11年の精神保健福祉法改正により、改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命ずることができ、これらの命令に従わない場合には入院医療の提供の全部又は一部の制限ができることとされたことにより、都道府県知事等の権限が強化されており、各都道府県・指定都市においては、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

なお、貴管内医療機関に対し実地指導を実施する際には、精神保健福祉法及び 関係通知(平成10年3月3日障第113号・健政発第232号・医薬発第17 6号・社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、社会・ 援護局長通知「精神病院の指導監督等の徹底について」等)の趣旨を踏まえ、一 層の指導強化を図るようお願いしたい。

2 精神障害者社会復帰施設について

(1)精神障害者社会復帰施設の整備について

平成17年度精神障害者社会復帰施設に係る整備は、障害者施策の制度改革で 予定している新たな障害福祉サービス事業体系等に基づき、次の点に該当する整 備であって、かつ、真に緊急性・必要性の高い施設の整備を優先的に行うものと しているのでご了知願いたい。各都道府県・指定都市におかれては、精神障害者 社会復帰施設の計画的な整備の推進をお願いしたい。

- ① 平成18年10月より予定している新たな障害者サービスの事業体系への 転換等を見据えた整備内容であること。
- ② 都道府県等の障害者計画に沿った事業であり、かつ、医療と福祉の連携体制の整備を進めている地域における整備であって、障害保健福祉圏域毎の均衡のとれた整備であるもの。

なお、今後のスケジュールとしては、平成16年度から平成17年度の継続分については、4月当初に内示を行うこととしており、平成17年度新規採択分については、追って内示を行う予定で事務を進めているところである。

(2)精神障害者社会復帰施設に対する指導監査等の徹底について

会計検査院が実施した平成15年度決算検査報告においては、一部の社会復帰施設について、国庫補助金の返還を要する不適切な事務処理が行われていたと指摘されている。

これら状況に鑑み、各都道府県・指定都市においては、下記指摘事例に十分留 意の上、貴管内施設に対する指導監査等の一層の強化を図るようお願いしたい。

[指摘事例]

- ①「建物内の一画に作業室等を設ける改修工事を対象経費に計上」
- ②「授産事業に係る備品を対象経費に計上」
- ③「職員の飲食代を対象経費に計上」
- ④「福祉工場の事業に係る光熱水費等を対象経費に計上」
- ⑤「法人と施設を同一会計とし、経費内訳も不明瞭のまま対象経費に計上」
- ⑥「補助事業で取得した施設を無断で担保に供していた」
- ⑦「交付申請書に記載された計画段階の数値を使って算出した額により実績報告を行っており、国庫補助金を過大に受領していた」

3 精神障害者居宅生活支援事業の実施について

精神障害者居宅生活支援事業については、精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)、精神障害者短期入所事業(ショートステイ)及び精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)を、平成14年度から住民に最も身近な行政機関である市町村において一体的に実施し、地域における精神障害者の日常生活を支援することにより、精神障害者の自立と社会参加の促進に寄与しているところである。

本事業については、平成17年4月より、事業内容及び単価の見直しなど、下 記のとおり事業の適正化を図ることとしている。

また、平成18年1月より、障害者自立支援法に基づく、三障害共通の新たな 枠組みの下で、現行の裁量的経費から義務的経費に変更することとし、それに伴 って、報酬体系及び利用者の費用負担について見直しを図ることとしている。

各都道府県におかれては、関係者に対し本事業の利用手続き等についての周知 徹底をお願いするほか、本事業の全市町村での実施を推進するとともに、市町村 においてその適正な執行が図られるよう、特段の御配慮をお願いしたい。

〇 精神障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプ) の見直しの内容

・ 便宜の内容の見直し(案)

「精神障害者居宅生活支援事業 (別紙 1) 精神障害者居宅介護等事業運営要綱 (新旧対象表) 」案 抜粋

現 行	改正案
5 便宜の内容	5 便宜の内容
(i) 家事に関すること。	(1) 家事に関すること。
アの調理	ア調理
イ 生活必需品の買い物	イ 生活必需品の買い物
ウ 衣類の洗濯、補修	ウ 衣類の洗濯、補修
エー住居等の掃除、整理整頓	エー住居等の掃除、整理整頓
オーその他必要な家事	オ その他必要な家事
(2) 身体の介護に関すること。	(2) 身体の介護に関すること。
ア 身体の清潔の保持等の援助	ア 身体の清潔の保持等の援助
<u>イ 通院、交通や公共機関の利用等の援助</u>	削除
ウ その他必要な身体の介護	<u>イ</u> その他必要な身体の介護
	(3) 移動支援に関すること。
	通院、交通や公共機関の利用等の援助
<u>(3)</u> 相談及び助言に関すること。	(4) 相談及び助言に関すること。
生活、身上、介護に関する相談、助言	生活、身上、介護に関する相談、助言

・ 単価の見直し(案)

()内は現行単価

	便宜の内容	30分以下	30分を超え て1時間 以下	1時間を超 えて1時間 30分以下	1 時間30分 を超えて 30分ごと
ア	身体介護中心業務 身体介護を伴う移動支援	2,310円 (設定なし)	現行どおり (4,020円)	5,840円 (6,030円)	830円 (2,010円)
1	家事援助中心業務 身体介護を伴わない移動支援	800円 (設定なし)	現行どおり (1,530円)	2,220円 (2,290円)	830円 (760円)

※30分以下単価の設定により、「巡回型」の区分を廃止する。

※移動支援における身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断について

移動支援における身体介護を伴う場合とは、移動支援を行う際に実際に身体介護を行ったか否かではなく、当該精神障害者の日常生活において身体介護が必要な者であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供されることが想定されるか否かによって、各々の実施主体が判断するものであること。

4 精神障害者退院促進支援事業の実施について

いわゆる社会的入院者の地域生活への移行のための受け皿については、新障害者プランにおいてその整備を図ることとしているが、より円滑な退院を目的として、平成15年度から精神障害者退院促進支援事業を実施している。

本事業は、精神病院、精神障害者社会復帰施設等の従事者、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、市町村等の関係行政機関の担当者で構成する「自立促進支援協議会」において、対象者個々の自立支援のための計画を策定し、これに沿って支援職員が当該入院者に同行し退院訓練を行うなどの支援を行うことにより社会復帰の促進を図るものである。平成17年度予算案では31か所で実施することとし、事業内容についての一部見直し(福祉ホーム等の体験入居経費(利用料)の補助等)を予定しているので、各都道府県・指定都市におかれては、積極的な取組をお願いしたい。

なお、生活保護制度において、生活保護受給者の自立支援強化を目的とした自立支援プログラムが導入され、当省社会・援護局保護課から本事業の活用・参画を図る旨、生活保護主管部局に周知することとしているので、本事業の充実に向け、各都道府県・指定都市における福祉事務所等との連携の強化に努められたい。

5 心の健康づくり対策について

(1)うつ病・自殺予防対策の推進

厚生労働科学研究で行なわれた疫学調査によると、15人に1人が一生の間にうつ病に罹るという報告がある。WHOが行った疾病負荷の将来予測では、うつ病は2000年で第4位であるが、2020年には第2位になると予測されている。厚生労働省の患者調査によると、うつ病を含む気分障害の総患者数(医療機関を受診した者)は、平成11年度では44万人であったのに対し、平成14年度には1.6倍の71万人と急増しており、うつ病は今後さらに大きな健康課題になると考えられる。また、警察庁の統計によると平成15年中の自殺死亡者数は34,427人と過去最高を記録している。自殺者の9割以上は何らかの精神疾患を有するといわれ、中でもうつ病と深い関係があるとされる。

このような状況から、平成14年の「自殺防止対策有識者懇談会」最終報告である「自殺予防に向けての提言」(提言全文…http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/12/h1218-3.html)においても、早急に取り組むべき実践的な自殺予防対策として、うつ対策の必要性が指摘されているところである。平成15年より開催された「地域におけるうつ対策検討会」では、地域の関係者がうつ病について適切なサポートを実施できるよう、都道府県・市町村職員を対象とした「うつ対策推

進方策マニュアル」及び保健医療従事者を対象とした「うつ対応マニュアル」を とりまとめ、平成16年に業務参考資料として配布したので、引き続き地域精神 保健医療活動の更なる充実を図るため活用されたい(マニュアル全文…http://w ww.mhlw.go.jp/shingi/2004/01/s0126-5.html)。

また、地域における身近な支援体制の強化を図ることが、うつ病・自殺予防対策として有効であることから、平成16年度より、地域住民が抱えるうつ、ストレス、不眠等の心の健康問題に関する知識や対応方法を地域精神保健従事者に習得させるための研修を国立保健医療科学院において実施している。平成17年度からは、地域においてこころの健康づくりに関する研修を行なうための経費と、地域におけるこころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発を促進するための経費についても計上している。関係機関に所属する保健師・精神保健福祉士等のこれらの研修への参加について御配慮いただきたい。

この他、「いのちの電話」においては、相談体制の充実強化を図るとともに、 12月1日を「いのちの日」として位置づけ、その後1週間、「いのちの電話」 によるフリーダイヤル電話相談を実施することとしている。また、労働者の自殺 予防対策に関しては、普及啓発を行うほか、メンタルヘルス対策として、地域・ 職域の連携を図るため、17年度より新規に「働き盛り層のメンタルヘルスケア 支援事業」を実施することとしており、都道府県労働局との連携についてご配慮 いただきたい。

さらに、厚生労働科学研究などにおいて、自殺事例の実態を調査し、自殺に至った経緯を多角的に分析し、原因を明らかにするとともに、予防対策や自殺と関連の深い精神疾患に関する研究などが実施されているところであり、引き続き、これらの調査研究を推進することとしている。

(2) PTSD(外傷後ストレス障害)対策の推進について

大規模な災害や犯罪等により被害を受けた者に対する心のケアの充実強化を図るため、平成8年度から、精神保健福祉センター、保健所、病院などに勤務している医師、看護師、精神保健福祉士等を対象に、PTSD(外傷後ストレス障害)に関する専門的な養成研修を実施している。ついては、関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただき、本研修の修了者名簿についても活用され、関係機関の連携強化を図っていただきたい。

特に貴都道府県内において、災害や犯罪等が起きた場合の被害者の心のケア対策を行っていく際には、本研修の修了者の積極的な活用について十分留意いただきたい。

(3) 児童思春期の心の健康づくり対策の推進について

児童思春期の心の問題に対する相談については、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等において実施しているところであるが、思春期精神保健に関する専門家が少なく、各機関における相談体制が十分ではないことから、平成13年度から、精神保健福祉センター、児童相談所、保健所、病院等に勤務している医師、看護師、精神保健福祉士、児童指導員等を対象として、思春期精神保健の専門家の養成研修を実施している。ついては、精神保健福祉センター、保健所、児童相談所等の関係機関に所属する職員の当研修会への参加について配慮いただきたい。また、別途配布している研修修了者の名簿についても活用され、関係機関との連携強化を図っていただきたい。

児童思春期の心の問題については、その原因や対応が多様であることから、精神保健福祉センター、児童相談所、教育機関、警察等の関係機関が連携をとりつつ、専門家チーム等を編成し、発見・相談から、指導・解決まで総合的な対応を行う思春期精神保健ケースマネジメントモデル事業を平成13年度から実施しており、本モデル事業の結果を基にした事例集を作成し、各地域に配布することとしているので、その際は本事例集を思春期精神保健対策の推進に活用していただきたい。

(4) 「こころのパリアフリー宜言」について

平成16年3月に、心の健康問題の正しい理解のための普及啓発検討会において、『「こころのバリアフリー宣言」~精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針~』が取りまとめられたところである。(報告書等…http: //www. mhlw. go. jp/shingi/2004/03/s0331-4. html)

ついては、地域における普及啓発の取り組みの参考となるため、広く周知を図られたい。

「こころのバリアフリー宣言」

~精神疾患を正しく理解し、新しい一歩を踏み出すための指針~

【あなたは絶対に自信がありますか、心の健康に?】

第1:精神疾患を自分の問題として考えていますか(関心)

- 精神疾患は、糖尿病や高血圧と同じで誰でもかかる可能性があります。
- ・ 2人に1人は過去1ヶ月間にストレスを感じていて、生涯を通じて5人に1人は精神疾患にかかるといわれています。

第2:無理しないで、心も身体も(予防)

- ・ストレスにうまく対処し、ストレスをできるだけ減らす生活を心がけましょう。
- ・ 自分のストレスの要因を見極め、自分なりのストレス対処方法を身につけましょう。
- サポートが得られるような人間関係づくりにつとめましょう。

第3:気づいていますか、心の不調(気づき)

- 早い段階での気づきが重要です。
- ・ 早期発見、早期治療が回復への近道です。
- ・ 不眠や不安が主な最初のサイン。おかしいと思ったら気軽に相談を。

第4:知っていますか、精神疾患への正しい対応(自己・周囲の認識)

- ・ 病気を正しく理解し、焦らず時間をかけて克服していきましょう。
- 休養が大事、自分のリズムをとりもどそう。急がばまわれも大切です。
- 家族や周囲の過干渉、非難は回復を遅らせることも知ってください。

【社会の支援が大事、共生の社会を目指して】

第5:自分で心のバリアを作らない(肯定)

- ・ 先入観に基づくかたくなな態度をとらないで。
- ・ 精神疾患や精神障害者に対する誤解や偏見は、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識が伝わっていないことから生じる単なる先入観です。
- ・ 誤解や偏見に基づく拒否的態度は、その人を深く傷つけ病状をも悪化させることさえあります。

第6:認め合おう、自分らしく生きている姿を(受容)

- ・ 誰もが自分の暮らしている地域(街)で幸せに生きることが自然な姿。
- 誰もが他者から受け入れられることにより、自らの力をより発揮できます。

第7:出会いは理解の第一歩(出会い)

- 理解を深める体験の機会を活かそう。
- 人との多くの出会いの機会を持つことがお互いの理解の第一歩となるはずです。
- · 身近な交流の中で自らを語り合えることが大切です。

第8: 互いに支えあう社会づくり(参画)

- 人格と個性を尊重して互いに支えあう共生社会を共に作り上げよう。
- 精神障害者も社会の一員として誇りを持って積極的に参画することが大切です。

6 その他

(1)精神保健指定医新規申請書類について

精神保健指定医の指定申請書類については、平成16年度から、精神保健指定医研修会の場において、申請者に対する申請書類記載事項の確認の徹底を指導するとともに、地方厚生局及び厚生労働本省における審査事務処理期間の短縮を図ることとしており、各都道府県、指定都市においても、申請時における申請書類の内容確認を行い、不備等が認められた場合には申請者に確認するなど、申請書類の事前確認の御協力を御願いしていることもあり、従来に比べ申請書類の審査に係る時間は短縮されている状況である。

ついては、平成17年度においても、指定事務をさらに迅速に行うため、別添「精神保健指定医新規申請書類の内容確認について」を参照の上、引き続き特段の配慮をお願いしたい。

(2)精神保健研究所の研修予定について

国立精神・神経センター精神保健研究所においては、国、地方公共団体並びに 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定による指定病院等 において精神保健福祉の業務に従事する医師、保健師、看護師、臨床心理業務に 従事する者、作業療法士、精神保健福祉士等を対象に、精神保健福祉技術者とし て必要な資質の向上を図ることを目的として、精神保健福祉各般にわたる専門的 な知識及び技術習得に関する研修を行っている。

昭和34年度に研修を開始してから平成15年度までの修了者数は7,879 名に達しており、その多くは全国各地において精神保健福祉分野の専門技術者と して活躍されている。

平成17年度は、医学課程として、発達障害の診断・治療に関する最新の知見と支援の実際、摂食障害の病態と治療に関する最新の知見(医師等対象、看護師対象)、精神科長期在院患者の退院促進のための社会復帰リハビリテーション、我が国における包括型地域生活支援プログラム(Assertive Community

Treatment: ACT)の実践の5課程、精神保健指導課程(精神保健福祉行政の計画的・組織的推進に関する研修)、精神科デイ・ケア課程(初任者対象、中堅者対象)、薬物依存臨床医師研修会、薬物依存臨床看護研修会を開催る。

なお、平成17年度研修の詳細は、研究所のホームページ<u>http://www.ncnp-k.</u>go.jpに掲載されている。

精神保健指定医新規申請書類の内容確認について

(関係通知 「精神衛生法等の一部を改正する法律による改正後の精神保健法の適用上の留意点に ついて」昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健福祉課長通知)

- 1. 申請書類は以下のとおり。
 - ①申請書(通知 様式1)
 - ②履歴書
 - ③医師免許証(写)
 - ④5年以上診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
 - ⑤3年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(通知 様式2)
 - ⑥精神保健福祉法第18条第1項第3号に規定する厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働 大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有することを証する書面(いわゆるケースレポート)を症例毎に4通(3通以上は原本)(通知 様式3)
 - ※ ケースレポートは以下の8症例が提出される

·第1~3症例 精 神 分 裂 病 圏 3例(措置入院1例以上、医療保護入院)

・第4症例 躁うつ病圏 1例(措置入院又は医療保護入院)

・第5症例 中毒性精神障害 1例(措置入院又は医療保護入院)

・第6症例 児童思春期精神障害 1例(措置入院又は医療保護入院)

- ⑦法第18条第1項第4号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面
- ⑧写真(縦50mm×横40mm、申請6ヶ月以内、上半身脱帽、裏面に撮影年月日及び氏名を記載)
- ⑨⑦が交付された後に氏名が変更された場合には、本人であることを証明する書類(戸籍抄本等)の写し

前回保留者(前回開催の審議会で、1症例が不適当とされたため、再度、新たな症例若しくはケースレポートを直すこととなった者)のケースレポートの再提出については、対象のケースレポート4通のみの提出となる。

- 2. ケースレポート以外の申請書類の確認事項。
 - ①記載漏れがないか。
 - ②申請日は研修受講日から1年以内となっているか。
 - ③氏名が署名となっているか。
 - ④医籍登録年月日及び番号は医師免許証(写)と同一となっているか。
 - ⑤精神障害の診断治療に従事した期間は3年以上あるか、また、その他の診断治療に従事した期間 を含めて5年以上あるか。
 - ⑥その他の注意事項
 - ・実務経験の始期は医籍登録日以降であるか。
 - ・実務経験証明書は所属機関の管理者(大学院生又は文部科学教官の場合は学長又は学部長)の 証明であるか。
 - 精神科実務経験は、精神科又は神経科を標榜している医療機関での実務経験(デイケアを含む)であるか。
 - ・精神科実務経験の期間については週4日以上、1日概ね8時間以上(週32時間以上)であるか。
 - ・実務経験期間については、あくまで実務経験証明書に記載されている期間であるか。
 - ・その他、精神科実務経験の算定については、昭和63年5月13日健医精発第16号精神保健 福祉課長通知に基づくものであるか。
- 3. ケースレポート(通知 様式3)の確認事項。

ケースレポートの表紙部分について確認

- ①記載漏れがないか。
- ②第1症例は措置入院例か。
- ③入院期間と担当期間に整合性があるか。(日付のずれ等がないか)
- ④担当期間と指導期間に整合性があるか。(指導を受けていない期間がないか)
- ⑤指導を行った指導医の自筆署名はあるか。

様式 1

精神保健指定医指定申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条の規定による精神保健指定医に指定されたく申請します。

申請日 平成 年 月 日

氏 名			- 			E)	本籍	地			·				
現住所		······································														
生年月日			年		月	E	1	年	齢		歳	性	别	男	女	
最終学歴 及び年月		年	月	卒業	•	中退	3	医籍 及		录年月 番		第 .	年	月	日 号	
現在の	所在地										1					
勤務先	名称															
		従事	· l	たり	明 間					従事	ましたも	病院 等	等の名	占称		
精神障害者	2	年 月	日	~	年	月	B									
の診断治療	2	年 月	日	~	年	月	日									
に従事した	2	年 月	8	~	年	月	日									
期間及び病		年月	日	~	年	月	日	_								
院等名		年月	H	~	年	月	日				٠					
		āt			年	5	r月									
		従事	l	たり	期間					従事	事した!	病院	等の名	名称		
その他の診断治療に従		年 月	B	~	年	月	日									
事した期間及び病院等		年 月	日	~	年	月	B									
名	:	年 月	日	~	年	月	日								_	
		計			年	Į.	7月									
	合	āt			年	,	ヶ月									
研修の受講		平成	有	Ę.	月	ŧ	3 ^	~ ¤	区成		年		月	<u></u>	·	

(注) 記載上の留意事項

1. 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

実務経験証明書

次の者は当施設において診断又は治療に従事したことを証明します。

氏		名								
生	年 月	日	年		月	Ħ				
従事	した標榜	科名								
診療	従事具	期間	年	月		日 ~	年	月	E	
診	療 従	事	1週間当たり	平均		B				
態		様	1日当たり	平均		時間				

平成 年 月 日

施設名

所在地

管理者職名

及び氏名

(H)

- (注) 1. 精神科の実務経験証明書とその他の実務経験証明書は別紙とすること。
 - 2. 診療従事態様が違う場合は、別紙とすること。
 - 3. 大学院在学中については、在学期間全体ではなく、精神障害者の診断又は治療に従事 した時間及び期間を記載すること。
 - 4. 夜間当直のみの勤務については、精神科実務経験として算定できないこと。

ケースレポート (第 症例)

2. 実務経験した医療機関名 3. 2の所在地住所 都道府県 市・郡・区 4. ケースレポートをする患者の氏名、性別、生年月日 年 月 日生 主治医あるいは担当医になった時の患者の年齢 歳 月 5. 診断病名圏 ①精神分裂病圏 ②躁うつ病圏 ③中毒性精神障害 ④児童・思春期精神障害 ④症状性又は器質性精神障害 (老年期痴呆を除く)⑥老年期痴呆 6. 入退院年月日及び人院形態 入院年月日 平成 年 月 日 入院形態(人院)週院年月日 平成 年 月 日 入院がらケースレポートの対象期間終了までの人院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院(入院形態を記入)8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(人院)9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日10. 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。)指定医氏名 指定医氏名 指定医氏名 指定医氏名 指定医氏名 指定医氏名 指定医氏名 指定医素号 医導期間 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートの記明 このケースレポートの記載 (考察を含めること) 記載欄の文字数()	1.	申請者の氏名(自筆署名)
4. ケースレポートをする患者の氏名、性別、生年月日 氏名(イニシャル) 性別 男・女 生年月日 年 月 日生 主治医あるいは担当医になった時の患者の年齢 歳 月 5. 診断病名圏 ①精神分裂病圏 ②躁うつ病圏 ③中毒性精神障害 ④児童・思春期精神障害 ⑤症状性又は器質性精神障害(老年期痴呆を除く) ⑥老年期痴呆 6. 入退院年月日及び入院形態 入院年月日 平成 年 月 日 入院形態(入院) 退院年月日 平成 年 月 日 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの人院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 入院 → 人院(人院形態を記入) 8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医(1) 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として勧務した(病院名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。所属機関名 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名)	2.	実務経験した医療機関名
氏名(イニシャル) 性別 男・女 生年月日 年 月 日生 主治医あるいは担当医になった時の患者の年齢 歳 月 5. 診断病名圏 ①精神分裂病圏 ②躁うつ病圏 ③中毒性精神障害 ④児童・思春期精神障害 ⑤症状性又は器質性精神障害 (老年期痴呆を除く)⑥老年期痴呆 6. 入退院年月日及び入院形態 入院年月日 平成 年 月 日 入院形態(入院) 退院年月日 平成 年 月 日 入院がらケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院(入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医(1) 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートの記報 (考察を含めること) 記載欄の文字数() トースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()	3.	2の所在地住所 都道府県 市・郡・区
注出にあるいは担当医になった時の患者の年齢 歳 月 5. 診断病名圏 ①精神分裂病圏 ②摩うつ病圏 ③中毒性精神障害 ④児童・思春期精神障害 ⑤症状性又は器質性精神障害(老年期痴呆を除く) ⑥老年期痴呆 6. 入退院年月日及び入院形態 入院年月日 平成 年 月 日 入院形態(入院) 退院年月日 平成 年 月 日 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 入院 → 人院(入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医(1) 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。)指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として動務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名)ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()	4.	ケースレポートをする患者の氏名、性別、生年月日
5. 診断病名圏 ①精神分裂病圏 ②躁うつ病圏 ③中毒性精神障害 ④児童・思春期精神障害 ⑤症状性又は器質性精神障害(老年期痴呆を除く) ⑥老年期痴呆 6. 人退院年月日及び入院形態 入院年月日 平成 年 月 日 入院形態(入院) 退院年月日 平成 年 月 日 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 人院 → 人院(入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医(1) 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。)指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として動務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名)ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()		氏名(イニシャル) 性別 男・女 生年月日 年 月 日生
④児童・思春期精神障害 ⑤症状性又は器質性精神障害(老年期痴呆を除く) ⑥老年期痴呆 6. 入退院年月日及び人院形態 入院年月日 平成 年 月 日 入院形態(入院) 退院年月日 平成 年 月 日 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの人院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院(入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として動務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()		主治医あるいは担当医になった時の患者の年齢 歳 月
⑥老年期痴呆 6. 入退院年月日及び入院形態 入院年月日 平成 年 月 日 入院形態(入院) 退院年月日 平成 年 月 日 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院(入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートを証明であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()	5.	診断病名圏 ①精神分裂病圏 ②躁うつ病圏 ③中毒性精神障害
6. 入退院年月日及び人院形態 入院年月日 平成 年 月 日 入院形態(入院) 退院年月日 平成 年 月 日 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院(入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医 (1) 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として動務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()		④児童・思春期精神障害 ⑤症状性又は器質性精神障害(老年期痴呆を除く)
入院年月日 平成 年 月 日 入院形態 (入院) 退院年月日 平成 年 月 日 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院 (入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了 (退院) の場合 転院先 病院 転院先の入院形態 (入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医 (1) 指導を行った精神保健指定医の確認 (※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として動務した (病 院 名) 病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名 (自筆署名) ケースレポートの記載欄 (考察を含めること) 記載欄の文字数 ()		⑥老年期痴呆
退院年月日 平成 年 月 日 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無 有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院(入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医()指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。)指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名)ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()	6.	入退院年月日及び入院形態
 7. 入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院(入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医((1) 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常勤として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名)ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数() 		入院年月日 平成 年 月 日 入院形態 (入院)
有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院 (入院形態を記入) 8. 転院による診療の終了 (退院) の場合 転院先 病院 転院先の入院形態 (人院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医 (1) 指導を行った精神保健指定医の確認 (※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として勤務した (病 院 名) 病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名 (自筆署名) ケースレポートの記載欄 (考察を含めること) 記載欄の文字数 ()		退院年月日 平成 年 月 日
8. 転院による診療の終了(退院)の場合 転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医 (1) 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()	7.	入院からケースレポートの対象期間終了までの入院形態変更の有無 有 無
転院先 病院 転院先の入院形態(入院) 9.4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10.指導を行った精神保健指定医 (1)指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2)ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名)ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()		有の場合変更日 年 月 日 入院 → 入院(入院形態を記入)
9. 4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日 10. 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常勤として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名)ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()	8.	転院による診療の終了(退院)の場合
10. 指導を行った精神保健指定医 (1) 指導を行った精神保健指定医の確認(※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもと に診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()		転院先 病院 転院先の入院形態 (入院)
(1) 指導を行った精神保健指定医の確認 (※複数いる場合は全ての指導医について記載すること。) 指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2)ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として勤務した (病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名)ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数 ()	9.	4の主治医あるいは担当医になった期間 年 月 日から 年 月 日
指定医氏名 指定医番号 指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常勤として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()	10.	指導を行った精神保健指定医
指導期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (2) ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常動として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()	(1	
(2) ケースレポートの証明 このケースレポートは、私が常勤として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()		
このケースレポートは、私が常勤として勤務した(病 院 名)病院において、私の指導のもとに診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()		
に診断又は治療を行った症例であり、内容についても、厳正に確認したことを証明します。 所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()	(2	
所属機関名 所属機関の住所 指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数 ()		
指導医署名(自筆署名) ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数 ()		
ケースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数()		
		指導医署名(自筆署名)
(1200~2000字)	ケー	ースレポートの記載欄(考察を含めること) 記載欄の文字数 (
(1200~2000字)	Г	
(1200~2000字)		
(1200~2000字)		
(1200'~2000+)		(1900° ~0000.
	-	(1200~2000-4-)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	L	

注1 精神分裂病圏は第1症例〜第3症例(順序は措置入院のものを先とすること)、躁うつ病圏は 第4症例、中毒性障害は第5症例、児童・思春期障害は第6症例、症状性・器質性障害は第7 症例、老年期痴呆は第8症例とすること。

〈参 考 資 料〉

(参	考	資料)	頁
1	4	·成17年度精神保健福祉施策関係予算(案)の概要·······1	4
2	精	神病院関係資料	
(1)	都道府県別精神病院数、病床数及び在院患者数等の状況1	8
(2	2)	開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移1	9
(3	3)	都道府県別開設者別精神病院数及び病床数2	O
(4	L)	都道府県別病棟形態別精神病床数及び病床数2	1
(5	5)	都道府県別入院形態別在院患者数2	
(6	6)	都道府県別入院期間別入院患者数2	3
(7	')	精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移2	8
(8	3)	都道府県別疾患名別在院患者数2	9
(9)	都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)3	O
(1	0)	精神病院の平均在院日数3	1
(1	1)	都道府県別·入院形態別実地審査状況······3	2
(1:	2)	精神医療審査会の審査状況3	3
3	精	神科救急医療システム整備事業実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4		成15年度精神保健福祉センター事業実績	
(1)	一般事業実績4	4
(2	2)	特定相談事業(思春期)実績4	5
		特定相談事業(アルコール)実績4	
(4	L)	心の健康づくり推進事業実績4	7
(5	5)	社会復帰促進事業実績4	8
5	精	神障害者保健福祉手帳関係	
(1)	精神障害者保健福祉手帳交付状況4	. 9
		地方自治体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧5	
6	精	神障害者社会復帰施設設置箇所数······5	2
7	4	成15年度更生・育成医療の実施状況	3
8		神保健福祉全国大会の開催宝績及び会後の予定	

1 平成17年度精神保健福祉施策等関係予算(案)の概要

16年度予算 <89, 400> 98,431百万円

17年度予算案 (106, 332) 114.218百万円

注: 〈 〉は、精神保健福祉課計上分を再掲

在宅福祉サービス及び精神障害者社会復帰施設の充実、良質かつ適正な精神医療の効率的な提供等 により、精神保健医療福祉対策の充実向上を図る。

また、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う、指定医療機関の運営、医療従事者等の人材の養成等 に必要な所要額を確保する。

(3, 013)

(4, 086)

1. 在宅福祉サービスの充実等

3,013百万円 → 4,086百万円

(1) 精神障害者居宅生活支援事業の充実

2,995百万円 → 4,070百万円

・精神障害者居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス) 883百万円 → 1,786百万円

・精神障害者短期入所事業(ショートステイ)

143百万円 →

136百万円

・精神障害者地域生活援助事業 (グループホーム) 1,969百万円 → 2,148百万円

(注)平成18年1月の負担金化に伴う11ヵ月予算

(2) 精神障害者訪問介護員 (ホームヘルハー) 養成研修事業の実施 17百万円 →

2. 精神障害者社会復帰施設の充実

(18, 940) (20, 086)

18,940百万円 → 20,086百万円 :

(1) 精神障害者生活訓練施設 (援護寮)

6,360百万円 → 6,615百万円

(2) 精神障害者福祉ホーム

993百万円 → 1,099百万円

(3) 精神障害者 (入所・通所) 授産施設

5,298百万円 → 5,563百万円

(4) 精神障害者小規模通所授産施設

1,328百万円 → 1,643百万円

(5) 精神障害者福祉工場

338百万円 →

338百万円

(6) 精神障害者地域生活支援センター

4,623百万円 → 4,827百万円

< 351> < 667>

3. 地域精神保健福祉施策等の推進

1,163百万円 → 1,578百万円

(1) 地域精神保健福祉特別対策

96百万円 → 397百万円

① 社会的入院解消のための退院促進支援事業

63百万円 → 162百万円

精神病院に入院している精神障害者のうち、退院訓練を行うことにより退院が可能な者に対し、活動の場を与え、精神障害者の自立を促進し、社会的入院の解消に資する事業。

② こころの健康づくり対策事業

33百万円 → 105百万円

地域に住民が抱える、うつ、ストレス、不眠等のこころの健康問題に関する知識や技術を 習得させるための研修会、思春期児童及びPTSDの専門家養成研修等を実施するとともに、 地域における自殺予防対策の強化を図る。

③ 精神科教急特別対策事業 (新規)

0百万円 → 130百万円

教急患者対策として、24時間、365日、地域の拠点となる病院(精神科教急医療センター)を整備し、急性期に集中的な手厚い医療を提供することにより、患者の早期退院を図る。

(2) 精神障害者社会復帰施設等実態調査事業 (新規)

0百万円 → 67百万円

社会復帰施設等における報酬体系・利用者負担体系について、平成18年度を目途に見直すこととしており、そのための基礎資料を得ることを目的として、施設等の実態調査を実施。

(3) 自殺予防対策の推進 (一部重複計上)

640百万円 → 855百万円

・地域精神保健指導者(こころの健康問題)の研修

4百万円 → 4百万円

職場、地域における自殺の実態、原因、予防対策等に係る調査研究、相談・啓発活動の強化を図るとともに、適切な対応のための知識や対応技術及び地域における自殺予防対策推進 方策等を習得させるための指導者研修を行う事業。

(4) その他

427百万円 → 331百万円

① 精神保健福祉センター特定相談等事業費 (運営費)

地域における精神保健福祉対策の総合的技術センターとして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及及び相談指導等を行う事業。

② 高次脳機能障害支援モデル事業

地方自治体と国立身体障害者リハビリテーションセンターの連携を図りつつ、地域の関係機関の連携の下に各種の制度を活用したサービス提供を試行的に行い支援体制の確立を図る事業。

③ 精神障害者社会復帰促進事業等

精神障害者の社会復帰等に関する調査研究を行うとともに、社会復帰施設職員等に対する研修を行う事業。

④ 精神障害者手帳交付事業

・メニュー事業 (障害者自立支援・社会参加総合推進事業)

(66, 130) (72, 599)

4. 良質かつ適切な精神医療等の効率的な提供 66. 130百万円 → 72, 599百万円

(1) 精神医療費の公費負担

53,267百万円 → 60,138百万円

措置入院費、通院医療費、医療保護入院費に係る公費負担。

(2) 精神科救急医療システム整備事業(重複計上) 1,785百万円 → 1,670百万円

精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、緊急時における保 護・治療を行う救急医療のシステム体制や精神科初期救急医療輪番システムを整備。

(3) 更生医療・育成医療の給付

11,078百万円 → 10,791百万円

身体障害者及び身体に障害のある児童等のハンディキャップを除去、軽減するために必要な 医療費の給付。

783>

783>

5. 就労支援の推進

1,600百万円 → 2,208百万円

(1) 精神障害者小規模作業所運営費助成事業

783百万円 → 783百万円

(2) 小規模作業所への支援の充実強化事業(仮称) 0百万円 → 自立支援・就労支援等の機能の向上を図りつつ新たな施設類型への移行等を図るため、小規 作業所への支援を強化し、地域での障害者の就労支援を促進を図るための経費。

(3) 施設外授産の活用による就職促進事業

障害者が企業等の事業所において授産活動を行い、当該企業等との連携を深め、一般就労が 可能な者及び一般就労を希望する者について、授産活動終了後における企業等への就業を促進 する経費。

・メニュー事業 (障害者自立支援・社会参加総合推進事業)

(4) 障害者就業・生活支援センター事業

817百万円 → 1,023百万円

(5) 重度障害者在宅就労促進特別事業 (バーチャル工房支援事業) (仮称)

0百万円

在宅の障害者に対して情報機器やインターネットを活用するための能力開発に加え、情報機 器を用いて在宅での就労に向けた支援等を行う在宅就労支援事業(バーチャル工房)に対する 補助を行う事業。

6. 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療体制の整備

143>

< 7. 965>

2,618百万円 → 8,193百万円

(1) 指定入院医療機関の整備

2,475百万円 → 4,527百万円

国立(特定独立行政法人)、都道府県立医療機関における指定入院医療機関の整備を図る。

(2) 指定医療機関の運営 (新規)

0百万円 → 3,374百万円

(7)指定入院医療機関

入院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施すると ともに、指定入院医療機関の運営に必要な経費を確保。

(4)指定通院医療機関

通院決定を受けた者に対し、円滑な社会復帰を促進するために必要な医療を実施。

(3) 医療従事者等の人材の養成

91百万円 → 125百万円

指定医療機関従事者、精神保健判定医等に対して養成研修を実施。

(4) その他法施行に必要な経費

52百万円 → 167百万円

法制度の普及啓発、対象者の鑑定入院医療機関から指定入院医療機関への移送等を実施。

< O> < O>

7. 研究の推進 4,926百万円 → 5,750百万円

精神疾患の疫学調査、原因の究明及び治療法の開発等を対象とした精神・神経疾患研究、障害保健福祉総合研究等の推進。

2. 精神病院関係資料について

(1)都道府県別精神病院数・病床数及び在院患者数等の状況

		人口	精神	精神	人口万対	在院	人口万対	措置	人口万対	病 床	措置率
1		一千人	179 IT	TM 1T	X 11 77 73	患者数	7077	入院者数	措置	利用率	B/A
	i	(12.10.1)	病院数	病床数	病床数	X A	在院患者数	В	入院者数	(%)	(%)
11:	海道	3,857	89	14,389	37.3	13,095	34.0	61	0.16	91.0	0.5
青	森	1,474	25	4,658	31.6	4,185	28.4	22	0.15	89.8	0.5
岩	手	1,413	22	4,890	34.6	4,545	32.2	44	0.31	92.9	1.0
宮	城	1,363	20	3,698	27.1	3,448	25.3	17	0.12	93.2	0.5
秋	## ##	1,184	27	4,493	37.9	4,194	35.4	21	0.18	93.3	0.5
峃	形	1,241	18	3,415	27.5	3,237	26.1	20	0.16	94.8	0.6
福	島	2,125	37	8,087	38.1	7,258	34.2	38	0.18	89.7	0.5
茨	城	2,992	37	7,741	25.9	7,238 7,088	23.7	60	0.10	91.6	0.8
栃	木	2,010	28	5,401	26.9	4,870	24.2	76	0.28	90.2	1.6
群	馬	2,010	20			5,028		22	0.36	93.3	0.4
埼	玉	6,978	53	5,388 11,781	26.5		24.8	150	0.11	94.4	1.3
千	菜	5,081			16.9	11,118	15.9	35	0.21	94.4	0.3
東	京		47	11,654	22.9	10,958	21.6	272			
		12,138	116	25,688	21.2	23,178	19.1		0.22	90.2	1.2
	奈川	3,893	34	7,290	18.7	6,697	17.2	41	0.11	91.9	0.6
新	潟	2,473	31	7,282	29.4	6,922	28.0	29	0.12	95.1	0.4
富	Ш	1,121	32	3,649	32.6	3,483	31.1	30	0.27	95.5	0.9
石垣	111	1,182	21	3,899	33.0	3,726	31.5	13	0.11	95.6	0.3
福	井	830	15	2,405	29.0	2,221	26.8	15	0.18	92.3	0.7
ш	梨	890	11	2,599	29.2	2,333	26.2	11	0.12	89.8	0.5
長せ	野島	2,223	33	5,436	24.5	5,026	22.6	54	0.24	92.5	1,1
岐	阜	2,111	20	4,374	20.7	4,111	19.5	40	0.19	94.0	1.0
静	岡	3,781	39	7,362	19.5	6,592	17.4	41	0.11	89.5	0.6
愛三滋	知	4,915	39	9,061	18,4	8,520	17.3	61	0.12	94.0	0.7
ΙΞ	重	1,861	19	5,148	27.7	4,852	26.1	19	0.10	94.3	0.4
滋	賀	1,353	12	2,315	17.1	2,146	15.9	40	0.30	92.7	1.9
京	都	1,178	10	2,673	22.7	2,465	20.9	9	0.08	92.2	0.4
大兵奈	阪	6,219	55	19,587	31.5	18,073	29.1	84	0.14	92.3	0.5
뇬	庫	4,078	29	8,213	20.1	7,950	19.5	45	0.11	96.8	0.6
奈	良	1,442	10	2,979	20.7	2,563	17.8	16	0.11	86.0	0.6
	歌山	1,066	13	2,595	24.3	2,392	22.4	20	0.19	92.2	0.8
鳥	取	613	10	1,834	29.9	1,689	27.6	19	0.31	92.1	1.1
島	根	761	18	2,659	34.9	2,483	32.6	19	0.25	93.4	0.8
岡	山	1,953	26	6,005	30.7	5,407	27.7	28	0.14	90.0	0.5
広	島	1,753	29	6,533	37.3	6,249	35.6	73	0.42	95.7	1.2
世		1,524	33	6,299	41.3	5,988	39.3	19	0.12	95.1	0.3
德	島	822	21	4,303	52.3	4,036	49.1	37	0.45	93.8	0.9
香	111	1,022	21	4,080	39.9	3,751	36.7	6	0.06	91.9	0.2
愛	媛	1,491	23	5,159	34.6	4,663	31.3	59	0.40	90.4	1.3
高	知	813	24	3,981	49.0	3,541	43.6	13	0.16	88.9	0.4
福	岡	2,590	65	13,682	52.8	12,987	50.1	124	0.48	94.9	1.0
佐	賀	876	19	4,477	51.1	4,218	48.2	54	0.62	94.2	1.3
長	崎	1,513	39	8,314		7,760	51.3	51	0.34	93.3	0.7
熊	本	1,860	46	9,014		8,566	46.1	86	0.46	95.0	1
大	分	1,221	29	5,447	44.6	5,290	43.3	45	0.37	97.1	0.9
宮	崎	1,169	26	6,230		5,792	49.5	5	0.04	93.0	0.1
	児島	1,783	51	10,111	56.7	9,628	54.0	107	0.60	95.2	1.1
沖	縄	1,329	24	5,630		5,370	40.4	55	0.41	95.4	1.0
札	幌	1,822	39	7,370		7,044	38.7	39	0.21	95.6	0.6
仙	一台	1,008	13		19.7	1,720	17.1	4	0.04	86.6	0.2
	いたま 士	-	6	1,222		1,154	_	9	_	94.4	0.8
Ŧ	葉	887	9	1,708		1,431	16.1	15	0.17	83.8	•
横	浜	3,427	26	5,434		4,935	14.4	41	0.12	90.8	0.8
M	崎	1,250	7	1,545		1,353	10.8	13	0.10	87.6	1.0
名	古屋	2,172	16	4,842	22.3	4,428	20.4	71	0.33	91.4	1.6
京	都	1,468	13	3,937	26.8	3,602	24.5	5	0.03	91.5	0.1
大	阪	2,599	5	277		186	1	3	0.01	67.1	1.6
神	戸	1,493	13	3,753		3,386	22.7	12	0.08	90.2	0.4
広	島	1,126	14	3,000		2,881	25.6	85	0.75	96.0	
	九州	1,101	17	4,193		3,824		39	0.35	91.2	
福	岡	1,341	23	4,095		3,919	29.2	24	0.18	95.7	
合	計	127,290	1,667	355,269		329,555	25.9	2,566	0.20	92.8	
	0年計	127,290	1,670		28.0	330,666			0.22	92.7	0.8
							し <u>20.∪</u> ∦課調べ(病β			34./	1 0.0

資料:1 病院数、病床数、在院患者数及び病床利用率は精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

² 措置入院者数は精神保健福祉課調 2 1 ロけょの世計による(公政中益計画)

(2) 開設者別精神病院数、精神病床数の年次推移

	<i>)</i> () []	総	数			国			公					(各年6月30日現在)	
年	次	杯巴			<u> </u>	都道	府 県	市田	丁 村	公的医	立 療機関		計		の 他 ・個人)
	[病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病床数	病院数	病 床 数	病院数	病床数
昭和4	15年	1, 364	242, 022	63	7, 428	64	16, 028	81	7, 828	47	5, 268	255	36, 552	1, 109	205, 470
50		1, 454	275, 468	70	8, 606	66	16, 727	83	8, 141	50	5, 975	269	39, 449	1, 185	236, 019
55	5	1, 521	304, 469	79	8, 984	68	17, 220	84	8, 045	50	5, 857	281	40, 106	1, 240	264, 363
56	3	1, 546	311, 901	82	9, 140	70	17, 248	84	8, 177	50	5, 843	286	40, 408	1, 260	271, 493
57	7	1,570	318, 186	84	9, 180	70	17, 082	84	8, 248	50	5, 843	288	40, 353	1, 282	277, 833
58	3	1, 585	324, 004	87	9, 267	71	17, 108	84	8, 131	50	5, 876	292	40, 382	1, 293	283, 622
59	,	1, 597	329, 806	89	9, 256	73	16, 961	83	8, 044	50	5, 906	295	40, 167	1, 302	289, 639
60		1,604	333, 570	89	9, 240	74	17, 006	83	8, 135	50	5, 882	296	40, 263	1, 308	293, 307
61		1,610	339, 161	91	9, 306	75	17, 179	81	7, 950	50	5, 973	297	40, 408	1, 313	298, 753
62	2	1,627	345, 494	91	9, 327	75	17, 143	81	7, 981	51	6, 033	298	40, 484	1, 329	305, 010
63	3	1, 641	351, 358	91	9, 276	76	17, 138	82	8, 043	51	6, 033	300	40, 490	1, 341	310, 868
平成え	元年	1, 648	355, 089	91	9, 284	77	17, 112	83	8, 101	51	6, 073	302	40, 570	1, 346	314, 519
2		1, 655	358, 2 51	91	9, 304	78	17, 275	83	8, 151	51	5, 952	303	40, 682	1, 352	317, 569
3		1, 660	360, 303	92	9, 344	77	17, 224	83	8, 151	51	5, 915	303	40, 634	1, 357	319, 669
4		1, 663	361,830	92	9, 344	78	17, 274	83	8, 231	52	5, 985	305	40, 834	1, 358	320, 996
5		1, 672	363, 010	92	9, 332	78	17, 274	82	8, 128	53	6, 075	305	40, 809	1, 367	322, 20
6		1, 672	362, 692	92	9, 332	78	17, 210	82	8, 134	53	6, 049	305	40, 725	1, 367	321, 961
7		1, 671	362, 154	93	9, 324	79	17, 206	82	8, 079	53	5, 762	307	40, 371	1, 364	321, 78
8		1, 667	361,053	93	9, 347	80	17, 227	82	8, 083	52	5, 685	307	40, 342	1, 360	320, 71
9	'	1, 669	360, 432	93	9, 357	82	17, 392	82	8, 048	59	5, 971	316	40, 768	1, 353	319, 66
10)	1, 670	359, 563	94	9, 332	82	17, 338	82	7, 950	50	5, 514	308	40, 134	1, 362	319, 429
11	1	1,670	358, 609	94	9, 207	83	17, 207	82	7, 870	49	5, 432	308	39, 716	1, 362	318, 89
12	2	1, 673	358, 597	93	9, 075	85	17, 259	82	7, 879	49	5, 239	309	39, 452	1, 364	319, 149
13	3	1, 669	357, 388	94	9, 081	87	17, 091	78	7, 657	49	5, 116	308	38, 945	1, 361	318, 44
14	4	1, 670	356, 621	93	9, 071	88	17, 144	77	7, 550	49	4, 985	307	38, 750	1, 363	317, 87
18		1,667	355, 269	93 まとり作成		87	16, 747	76	7, 503	48	4, 753	304	38, 062	1, 363	317, 20

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(3) 都道府県別開設者別精神病院数及び病床数

(3								((C) 1/3 I		d= 144 88		<i>₹ 0.</i>) 他		540H3	
自	道	付保] [K	都追	府県	m#	竹村	公的医	療機関	法	1 0.	個		Ā	it
			施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
1	<u> </u>	海道	2	283	4	572	14	1,670	9	733	53	10,268	7	863	89	14,389
2	青	森	1	41	1	350	5	483	1	111	17	3,673	0	0	25	4,658
3	岩	手	i	300	3	738	2	180	0	0	15	3,465	1	207	22	4,890
4	宮	城	0	0	1	354	0	0	0	0	16	3,126	3	218	20	3,698
5	秋	田	1	36	1	200	5	440	3	190	17	3,627	0	0	27	4,493
6	Ш	形	1	40	3	430	1	76	0	0	12	2,754	1	115	18	3,415
7	福	島	0	0	3	445	1	140	4	448	28	6,904	1	150	37	8,087
8	茨	城	2	81	1	589	0	0	0	0	32	6,880	2	191	37	7,741
9	栃	木	0	0	1	255	0	0	4	372	22	4,653	1	121	28	5,401
10	群	馬	1	40	1	372	1	223	0	0	17	4,753	0	0	20	5,388
11	埼	玉	1	26	1	120	0	0	2	476	44	10,283	5	876	53	11,781
12	Ŧ	葉	1	350	0	0	2	400	1	50	42	10,770	1	84	47	11,654
13	東	京	9	1,082	12	2,054	1	52	0	0	83	20,667	11	1,833	116	25,688
14		奈川	2	303	0	0	1	38	0	0	29	6,716	2	233	34	7,290
15	新	潟	2	314	3	580	0	0	3	373	22	5,915	1	100	31	7,282
16	富	<u>山</u>	2	233	1	80	4	303	2	103	18	2,315	5	615	32	3,649
17	石福	<u> </u> 	2	94	1	400	3	193	0	0	14	2,949	1	263	21	3,899
18	<u>儡</u> 山	井梨	1	41	2	446	1	100	0	0	11	1,818	0	0	15	2,405
19 20	長	野	2	320	1	300 356	0	0	0 6	0 562	9 22	2,259 3,555	0	643	11 33	2,599 5,436
21	岐	阜	2	320 51	2	120	2	112	1	562	13	3,910	1	127	20	4,374
22	静		1	37	1	350	3	140	0	0	33	6,664	1	171	39	7,362
23	愛	知	0	0	2	230	2	262	1	100	29	6,986	5	1,483	39	9,061
24	Ē		2	300	3	604	1	50	1	350	9	2,830	3	1,483	19	5,148
25	<u>—</u> 滋	賀	1	45	1	100	0	0	2	207	8	1.963	0	0	12	2,315
26	京	都	2	201	1	266	0	0	0	. 0	6	2,047	1	159	10	2,673
27	大	阪	2	100	1	632	0	0	1	30	48	18,000	3	825	55	19,587
28	兵	庫	1	24	1	45	1	100	0	0	24	7,438	2	606	29	8,213
29	奈	良	1	200	1	80	0	0	0	0	8	2,699	0	0	10	2,979
30		狄山	0	0	2	340	3	512	0	0	7	1,623	1	120	13	2,595
31	鳥_	取	2	342	0	0	1	108	0	0	6	1,284	1	100	10	1,834
32	島	根	1	40	3	393	2	100	2	110	10	2,016	0	0	18	2,659
33	岡	Щ	1	56	1	240	0	0	0	0	22	5,599	2	110	26	6,005
34	広	島	2	400	0	0	3	471	1	120	22	5,211	1	331	29	6,533
	<u>щ</u>	<u> </u>	2	103	1	200	0	0	0	0	28	5,694	2	302	33	6,299
	徳	島	1	45	1	100	1	112	1	20	17	4,026	0	0	21	4,303
37	香)	2	126	1	340	4	369	0	0	14	3,245	0	0	21	4,080
38	高	媛知	1	40 35	1	50 153	1	165 50	0	0	20 20	4,904 3,593	0	0 150	23 24	5,159 3,981
40		岡	3	30	2	350	0	0	0	0	57	12,253	3	1,049	65	13,682
	佐	賀	2	599	0	330	0	0	0	0	14	3,246	3	632	19	4,477
42		崎	2	90	3	411	1	70	0	0	31	7,230	2	513	39	8,314
	熊	本	3	250	1	190	0	0	0	0	42	8,574	0	0	46	9,014
	大	分	2	70	0	0	0	0	1	200	25	5,075	1	102	29	5,447
	宮	崎	1	40	2	402	0	0	0	0	23	5,788	0	0	26	6,230
46		兒島	1	45	1	340	0	0	0	0	47	9,584	2	142	51	10,111
47		縄	2	390	3	456	0	0	0	0	19	4,784	0	0	24	5,630
48		幌	4	141	1	50	1	254	0	0	33	6,925	0	0	39	7,370
	仙	台	3	137	0	0	1	16	0	0	8	1,712	1	120	13	1,985
		こま市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	1,101	1	121	6	1,222
	Ŧ	葉	3	722	1	50	1	60	0	0	4	876	0	0	9	1,708
52		浜	1	52	3	565	2	80	0	0	17	3,905	3	832	26	5,434
-	Ш	崎	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1,434	1	111	7	1,545
54		5屋	4	323	1	342	1	36	0	0	9	3,796	1	345	16	4,842
55		都	1	80	1	118	0	0	- 0	0	11	3,739	0	0	13	3,937
56		阪	0	0	1	44	2	95	1	84	1	54	0	0	5	277
	神	戸	1	46	1	495	0	0	0	0	9	2,809	2	403	13	3,753
58		島	1	20	1	50	1	43	0	0	10	2,777	1	110	14	3,000
		九州		112	0	0	0	0	0	0	17	4,081	0	0	17	4,193
60		岡	2	143	0	0	0	0	1	60	14	2,617	6		23	4,095
合		計	93	9,059	87	16,747	76	7,503	48	4,753	1,269	299,442	94	17,765	1,667	355,269

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(4)都道府県別病棟形態別精神病棟数及び病床数

(平成15年6月30日) 老人性痴呆疾患 アルコール・ 薬物混合 老人精神 アルコール 精神病床 指定病床 児童思春期 合併症 病棟数 | 病床数 |

北海道	14,389	439	7/3/17-74	60	79174 XX	100	6	309	7 /17/78/90	519	32	1.698	/内保蚁	50	75 休奴		/ / / / / / /		727 178 744				病棟数			病床数
青森		110	0		6										15	735	2		<u> </u>	70				0		47
	4,648								7	364	12	727	0	0	11	50	0		0					0	0	0
岩手	4,890	155	0						1		1_1	60		0	2	115	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0
宮城	3,698	115	1		0	. 0	5	261	2	60	10	567	1 1	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	4,493	93	1	38	0	0	2	100	3	150	13	713	1	60	9	393	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形	3,415	85	3	180	0	0	0	0	6	345	12	684	0	0	4	216	0	0	0	0				Ö		44
福島	8,090	352	5	264	1	50	9	479	5		15	831	2		4		2							ŏ		
茨城	7,741	225	Ö		Ö				5		35	1.931	1	42	6		ō		0							
栃木	5.401	280	5		2				2		39	2,058	4	210												
群馬															1	68	1	25	0			+				2
	5,024	140	2		0				1		25	1,431			1	63	0		0							
埼玉	11,705	600	3		0				29	1,545	32	1,724			1 1		1		. 0						1	30
干葉	11,654	222			. 2				9	439	71	3,977	0		12		2	115	0		0	0	11	50	0	0
東京	25,688	255	8		1	33			18	986	46	2,560	3	192	23	1,269	11	524	0	0	1	46	8	264	13	540
神奈川	7,240	538	. 5	284	0	0	5	247	17_	869	27	1,466	0	0	5	256	3	157	0	0	4	215	0	0		25
新潟	7,232	430	4	133	0	0	10	530	13	651	26	1,533	0	0	7	391	2	107	0	0	0					
富山	3,627	254	1	50	2	136	6	285	4	203	9	515	0	0	4	167	0		0		0					
石川	3,899	08	2		Ö				7		22	1,195	0				- 1	6	0							
福井	2,405	291	3		ŏ				2		10	400					0		Ö							
山梨	2,599	125	0		0				1		9	487	1 0				1									
					 					50		1,219														52
長野	5,325	360	1		 	55					23				0	0	1		0							
岐阜	4,374	460	. 0		0				. 5	268	13	779			0	0	 	0	0							
静岡	7,316	1,042	6		3				12	689	30	1,626			2	58	3	247	0						5	
愛知	9,000	340	2		0				2	120	25	1,352	0		7		2	103	0			0	0	. 0	1	20
三重	5,148	300	1.	53	0	0	3	140	1	50	13	722	1	60	1	50		50	0	0	0	0	2	104	0	
滋賀	2.309	209	0	0	0	0	1	50	2	92	14	792	0	0	0	0	. 0	0	0	0	0	0	0	0	1	54
京都	2,627	40	3	151	0	0	2	100	1	53	5	288	0	0	9	493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪	19,669	320	18		7	401			22		80	4,522			16				0							
兵庫	8.057	304	1		0	0			9	555	37	2.022			11		Ö		0							
奈良	2,985	90	2		5	248			4	200	15	822	Ö	Ö	0	0	0		Ō							50
和歌山	2,595	160	0						0		8	461			0											
鳥取	1,834	28	2		ŏ				0		9	515														
			1		6				2		14	771			3	165	 0		0							
島根	2,659	60							12		26	1,373	5		6	364	0		0							9
岡山	5,948	160	5		0									114												
広島	6,533	263	2		0			455	6	301	30	1,740			4	220	6_		0							124
山口	6,297	243	2		0				8		26	1,410							ō							
徳島	4,299	170	0		0				3	168	16	934		0	2	75	0		0							17
香川	4,080	120	2		0				4	172	18	989		98	2	101	2	28	0							17
愛媛	5,156	360	2		0				5	258	17	890			2	96										
高知	3,981	100	3	137	0	0	0		4	204	25	1,416			0				0						0	
福岡	13,425	680	9	438	0	0	18	1,020	8	430	55	3,078	0	0	13	712	2		1	72		374	0	0	3	109
佐賀	4.467	180	0	0	0	0	4	214	3	180	17	928	0	0_	5	265	1	50	1	56	0	0	2	112	3	153
長崎	8,314	242	2	98	0	0	5	268	3	161	45	2,546	0	Ö	5	298	1	53	0	0	0	Ö	1	18	1	6
熊本	9.011	345	6		0	0	5		13	674	35	1,970	0	0	7	341	0	0	0	0	1	66	0	0	0	0
大分	5.447	330	1	54	Ö				9	514	24	1,315							0							
宮崎	6,230	180	<u>-</u>		0				3	170	35	1.914		0	4				ō							
産児島	10,060	470	2		2				16	811	. 23	1.340	1	60	5				0	+	+	 			+	
					0				4		32	1.841	<u> </u>			+		50	0		+					4
沖縄	5,634	152	5									2.849						52								
札幌市	7,339	430	2		1				10		48						1		0							
仙台市	1,985	80	1		0		4	66	3		13	770						50	0							0
さいたま市	1,222	60	1		0				0_		0	. 0							0							
千葉市	1,609	32	3	90	0	0	0		0		3	180								40				32	1 1	50
横浜市	5,393	395	3	151	. 0	0	3	130	6	294	13	644						80	0						1	16
川崎市	1,583	127	0	.0	0	0	. 1	52	2	111	3	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	. 0	0	0	0
名古屋市	4,842	170	4		0				0		21	1,132	0	0	3	182	0	Ö	0	0	0	0	0	0		
京都市	3,852	60	1		ő				3		6	332			22		1	50	ō		+					
大阪市	277	1,073	Ö						- 5		Ö	0		0	0	0	ö		ŏ							
			1						- 0		 	412			1	55			0	+						
神戸市	3,753	140							3		15	789	0						- 8							
広島市	3,000	183									17								- 6							44
北九州市	4,131	220	4		0				3			928							0							
福岡市	4,095	178	2	78	0				1	24	22	1,201	0				75									
合計	353,699	15,645	149	7,356	32	1,697	1 228	11,656	336	17,750	1,324	73,526	53	2,764	265	14,167	/5	3,842	4	238	15	928	22	789	1 5/	1,625

(5) 都道府県別入院形態別在院患者数

(平成15年6月30日現在) 医療保護 都道府県 措置 その他 任 意 計 北海道 61 394 13,100 2,678 9.967 22 1,139 4,186 森 3,013 12 3 44 766 3,735 0 4,545 城 17 3 4 969 2.460 3,449 2,573 4,194 秋 田 21 1,600 0 形 Щ 20 1,142 2.077 0 3.239 福 島 38 2.454 4.741 25 7,258 8 城 60 2,127 4.898 3 7,088 栃 2 9 木 76 1,892 2,912 4,882 10 群 匪 22 0 1.913 2.754 4,689 埼 \pm 150 4.845 5.791 328 11 11,114 葉 12 35 4.342 6.575 0 10.952 重 京 272 13 7.509 15,293 87 23,161 神奈川 41 3,402 14 3,260 1 6,704 新 潟 29 3,999 13 2,843 6,884 15 16 Ш 30 1.795 1,660 0 3,485 富 17 Ш 13 1.626 2.087 ō 3.726 石 18 福 # 15 697 1.508 o 2.220 剩 Ш 19 11 857 1,466 0 2,334 20 長 54 1,148 3,771 0 4.973 岐 21 阜 40 1.349 2,723 1 4,113 畄 2.221 静 41 4,336 0 6,598 23 知 61 2,502 191 8.530 5.776 24 重 19 1,529 3,309 0 4,857 滋 賀 25 40 811 1,295 0 2,146 1,606 26 都 9 792 0 2,407 京 27阪 84 6,976 10,791 448 18,299 兵 庫 45 5,277 28 2,432 198 7,952 奈 良 和歌山 29 16 1,558 2,560 985 30 20 931 1,441 0 2,392 31 取 19 1 615 1,061 1,696 島 32 根 19 1,122 1,335 17 2,493 33 岡 Ш 28 1,744 3,508 132 5,412 34 広 島 73 2,275 3,898 0 6,246 35 Ш 19 2.885 3.082 0 5.986 徳 島 37 910 3,089 1 4,037 37 香 Ж 6 571 3,172 1 3,750 媛 59 2,671 0 38 1,936 4,666 高 知 27 $\overline{39}$ 13 1,136 2,361 3,537 40 福 出 124 3,803 8,598 12,719 194 41 佐 54 1,245 2,878 35 4,212 7,760 42 長 崎 51 1.816 5,871 22 熊 43 本 86 3,247 5.232 0 8,565 44 45 1,859 3,386 0 5,290 齢 45 5 1,092 4,695 0 5,792 鹿児島 107 0 46 3,160 6,361 9,628 47 神 綑 1,426 0 55 5,370 3,889 札 卓 4,062 7,058 48 39 298 2,659 仙 49 4 672 1.043 0 1,719 さいたます 9 595 0 1.154 50 550 51 葉 15 791 625 0 1,431 横 52 浜 41 2,670 2,226 1 4,938 丌 53 崎 13 497 844 0 1,354 名古屋 71 1,705 2,648 54 1 4,425 0 5 1,193 2,410 3,608 55 京 都 3 阪 56 14 1 189 171 1,334 神 12 57 2,043 1 3,390 1,730 85 1,046 20 2,881 58 広 北九州 59 39 1,002 2,798 0 3,839 60 畄 24 1,131 2,761 2 3,918 福 2,566 114,152 209,921 2,461 329,100

-22 -

資料:精神保健福祉課調

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数①

f					置入院患者	X		(十/火)	5年6月30日)
	1ヶ月未満	~3ヶ月未	~6ヶ月未	~1年未満	~5年未満	~10年未満	~20年未満	20年以上	合計
北海道	2	6	4	2	16	4	5	22	61
青森	3	5	1	1	7	3	0	2	22
岩手	1	4	4	2	13	5	12	3	44
宮城 秋田	3	3 2	3	3	3 5	0	1 2	3	17
山形	2	2	3	3	4	6	0	2	21 20
福島	3	3	4	0	10	2	5	11	38
茨城	6	16	1	11	16	4	4	2	60
栃木	20	24	8	4	12	3	. 3	2	76
群馬	8	1	1	0	2	1	2	7	22
埼玉	19	22	16	16	26	19	4	28	150
千葉	6	6	8	3	5	6	1	0	35
東京	121	86	19	14	15	11	5	1	272
神奈川	18	8	2	6	4	2	1	0	41
新潟 富山	10	6	3	1	2	2	1	<u>4</u> 5	29
石川	0	2	4 2	3	9	2	5 2	0	30 13
福井	2	1	1	3	0	0	0	8	15
山梨	1	4	1	0	0	1	0	4	11
長野	6	10	3	4	17	_ 5	2	7	54
岐阜	1	0	1	1	4	2	7	24	40
静岡	7	10	4	6	5	0	3	6	41
愛知	5	9	9	5	20	10	1	2	61
三重	3	2	1	0	1	1	3	8	19
滋賀	3	4	3	2	10	2	3	13	40
京都 大阪	3 26	1 21	1 12	2 8	13	2	1 2	0	9
兵庫	3	4	12	4	6	6	8	13	84 45
奈良	3	4	1	1	3	3	0	13	16
和歌山	4	4	1	1	2	0	0	8	20
鳥取	0	2	2	3	7	4	1	0	19
島根	2	10	1	3	2	0	0	1	19
岡山	2	9	1	1	9	2	1	3	28
広島	15	18	8	6	14	3	2	7	73
山口	3	4	1	0	5	0	1	5	19
徳島 香川	1 2	3	2	0	8	6	4	13	37
愛媛	3	6	1	2	13	6	5	23	6 59
高知	3	1	1	2	2	1	3	0	13
福岡	9	13	8	9	37	17	6	26	124
佐賀	2	3	5	7	11	5	2	19	54
長崎	5	3	5	11	9	4	6	8	51
熊本	10	13	14	6	22	8	2	11	86
大分	1	4	4	6	14	1	5	10	45
宮崎	1	1	1	1	0	0	0	1	5
鹿児島	10	8	8	3	16	10	15	37	107
沖縄	5	14	8	9	9	3	6	11	55
札幌市 仙台市	0 3	7	1	1	11	0	0	11	39
さいたま市	1	4	1	2	1	0	0	0	9
千葉市	3	6	2	2	2	0	0	0	15
横浜市	21	9	1	2	5	2	1	0	41
川崎市	5	2	2	2	1	0	1	Ö	13
名古屋市	4	3	6	10	31	7	6	4	71
京都市	3	0	0	0	0	2	0	0	5
大阪市	4	0	0	0	0	0	0	0	4
神戸市	1	0	3	2	1	3	0	2	12
広島市	18	20	8	6	15	10	4	4	85
北九州市	2	7	5	2	9	2	7	5	39
福岡市合計	430	4	2 220	3	8	205	165	6	24
	430]	447	228	214	495	205	165	384	2,567

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数②

	···	(干)及1	5年6月30日)						
	1ヶ月未満	~3ヶ月未	~6ヶ月未	~1年未満	~5年未満	~10年未満	~20年未満	20年以上	合計
北海道	249	248	178	241	681	287	352	442	2,678
青森	117	143	111	145	282	129	110	102	1,139
岩手	59	102	54	57	190	100	98	106	766
宮城	72	116	100	92	278	128	93	90	969
秋田	123	151	131	176	443	196	158	222	1,600
山形	90	131	100	116	400	99	96	110	1,142
福島	176	202	200	213	649	277	284	453	2,454
茨城	140	190	140	177	590	261	263	366	2,127
栃木	114	134	105	134	514	270	272	349	1,892
群馬	118	141	117	134	485	233	279	406	1,913
埼玉	302	535	405	517	1,273	520	583	710	4,845
千葉	287	366	349	383	1,478	536	467	474	4,340
東京	811	1,068	717	789	2,047	798	666	613	7,509
神奈川	268	384	281	363	1,046	435	326	299	3,402
新潟	264	340	265	353	1,160	526	446	645	3,999
富山	149	156	119	155	578	238	174	226	1,795
石川	102	161	136	142	491	182	181	231	1,626
福井 山梨	77	83 77	54	75	166	95	66	81	697
	80 92		40	68	234	87	105	166	857
長野 岐阜	122	108 130	92 92	109 91	312 362	110 132	120	205	1,148
静岡	219	236	177	197	579	221	173 262	247	1,349
愛知	174	181	162	197	652	352	404	330 378	2,221 2,502
三重	131	165	118	147	423	200	167	178	1,529
<u>一里</u> 滋賀	64	82	51	88	234	87	96	109	811
京都	79	88	70	56	212	102	78	103	792
大阪	609	667	595	605	2,206	783	694	732	6,891
兵庫	163	181	134	166	614	313	380	481	2,432
奈良	96	153	89	125	447	206	201	241	1,558
和歌山	49	62	56	54	154	110	153	293	931
鳥取	36	58	46	55	171	86	87	76	615
島根	84	98	89	129	421	116	78	108	1,123
岡山	103	206	135	178	531	210	179	202	1,744
広島	133	206	165	204	705	337	242	283	2,275
山口	137	215	181	250	899	351	350	502	2,885
徳島	34	43	29	40	189	146	183	246	910
香川	54	59	40	57	157	63	66	75	571
愛媛	123	180	139	175	478	201	289	351	1,936
高知	103	108	88	111	342	129	115	140	1,136
福岡	242	329	288	358	1,284	498	433	371	3,803
佐賀	77	116	92	124	381	132	153	170	1,245
長崎	90	130	126	149	594	203	195	329	1,816
熊本	162	251	166	260	942	427	411	628	3,247
大分	108	179	123	159	512	203	239	336	1,859
宮崎	61	76	79	73	286	165	148	204	1,092
鹿児島	132	186	197	200	917	464	488	576	3,160
沖縄	110	160	121	151	491	145	147	101	1,426
札幌市	167	203	157	225	826	412	358	311	2,659
仙台市	47	74	71	144	213	50	32	41	672
さいたま市	42	51	28	39	191	76	67	101	595
千葉市	83	101	57	77	153	91	97	132	791
横浜市	184	276	213	266	909	320	261	241	2,670
川崎市	30	41	42	52	164	59	60	49	497
名古屋市	94	153	79	119	436	228	273	323	1,705
京都市	67	113	107	136	446	167	82	75	1,193
大阪市	5	4	2	3	0	170	100	0	14
神戸市	90	118	104	120	396	179	166	161	1,334
広島市 北九州市	70 76	90	87	102	311	97	154	135	1,046
福岡市		83	93	86	335	113	111	105	1,002
	102	135	102	101	280	134	134	143	1,131
合計	8,242	10,823	8,484	10,310	33,140	13,815	13,345	15,907	114,066

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数③

· · · · · ·												
	1ヶ月未満	~3ヶ月未	~6ヶ月未	~1年未満	~5年未満	~10年未満	~20年未満	20年以上	合計			
北海道	755	811	599	831	3,122	1,434	1,190	1,225	9,967			
青森	213	295	157	186	698	431	465	568	3,013			
岩手	228	343	256	307	1,056	531	557	457	3,735			
宮城	163	207	147	191	652	410	369	321	2,460			
秋田	167	218	149	160	651	412	389	427	2,573			
山形	200	215	140	165	591	301	243	222	2,077			
福島	295	295	249	259	1,141	782	790	930	4,741			
茨城	209	262	206	260	1,056	794	913	1,198	4,898			
栃木 群馬	123	190	152	201	700	409	501	636	2,912			
埼玉	213 415	186 543	141 440	198 587	699	455	418 728	444 774	2,754			
<u> </u>	413	467	328	367	1,556 1,791	748 1,068	1,145	983	5,791 6,577			
東京	1,352	1,433	1,060	1,130	4,247	2,247	1,143	1,873	15,293			
神奈川	268	434	229	241	933	487	354	314	3,260			
新潟	200	244	193	208	625	425	397	551	2,843			
富山	195	126	83	88	397	289	220	262	1,660			
石川	118	152	104	165	534	310	289	415	2,087			
福井	125	135	93	96	322	205	227	305	1,508			
山梨	119	123	79	81	300	218	229	317	1,466			
長野	387	350	231	267	1,004	540	445	547	3,771			
岐阜	184	201	160	149	620	427	499	483	2,723			
静岡	282	366	311	340	1,031	649	676	681	4,336			
愛知	389	474	335	444	1,557	932	891	754	5,776			
三重	201	271	146	220	831	498	523	619	3,309			
滋賀	97	100	77	83	344	181	168	245	1,295			
京都 大阪	85 884	127 1,060	99 681	93 720	439	227	247	289 1,102	1,606			
兵庫	303	316	307	408	3,104 1,603	1,618 869	1,358 711	760	10,527 5,277			
奈良	79	74	50	59	257	134	139	193	985			
和歌山	77	99	71	78	370	222	175	349	1,441			
鳥取	81	66	62	80	284	165	158	165	1,061			
島根	159	149	88	90	342	194	160	152	1,334			
岡山	283	326	261	302	1,040	439	421	436	3,508			
広島	246	292	259	305	1,222	590	483	501	3,898			
山口	200	200	181	236	849	469	396	551	3,082			
徳島 香川	140 181	164 232	164 171	196 217	774	571	495	585	3,089			
愛媛	177	214	155	161	881 652	436 416	433 420	621 476	3,172 2,671			
高知	212	212	162	202	630	314	307	322	2,361			
福岡	517	710	515	634	2,661	1,269	1,221	1,071	8,598			
佐賀	178	220	201	253	880	380	383	383	2,878			
長崎	337	403	321	418	1,780	788	857	967	5,871			
熊本	361	466	319	348	1,456	771	620	891	5,232			
大分	166	252	215	288	1,111	515	439	400	3,386			
宮崎	285	306	280	364	1,282	748	656	774	4,695			
鹿児島	281	401	348	423	1,750	1,081	999	1,078	6,361			
沖縄 札幌市	297	305	232	262	1,190	684	597	322	3,889			
仙台市	402 83	398 134	239 66	355 116	1,229	600	457	382	4,062			
さいたま市	30	45	24	28	239 176	132 86	125 69	148 92	1,043 550			
千葉市	33	47	32	45	116	86	101	165	625			
横浜市	265	267	132	154	564	369	255	220	2,226			
川崎市	74	81	80	47	190	131	130	111	844			
名古屋市	172	226	138	199	656	451	414	392	2,648			
京都市	139	168	135	165	732	483	298	288	2,408			
大阪市	85	44	14	15	11	1	0	0	170			
神戸市	187	209	130	162	577	332	257	189	2,043			
広島市	177	155	120	130	484	244	239	181	1,730			
北九州市	191	264	188	193	866	391	395	310	2,798			
福岡市合計	243	285	179	200 15 170	758	400	393	303	2,761			
口部	14,936	17,358	12,684	15,170	57,613	31,789	29,385	30,720	209,655			

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数④

	その他入院患者数											
	1ヶ月未満	~3ヶ月未	~6ヶ月未	~1年未満	~5年未満	~10年未満	~20年未満	20年以上	合計			
北海道	13	16	23	4	20	11	49	258	394			
青森	5	3	2	2	0	0	0	0	12			
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
宮城	0	1	1	1	0	0	0	0	3			
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山形	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福島茨城	0	3	1	1	7	4	3	2	25			
栃木	1	0	0	0	<u> </u>	0	0	0	3 2			
群馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
埼玉	0	0	0	0	21	30	100	177	328			
千葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
東京	13	13	15	15	26	1	3	1	87			
神奈川	0	0	0	0	1	Ö	Ö	Ö	<u> </u>			
新潟	3	2	3	1	3	0	1	0	13			
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
岐阜	1	0	0	0	0	0	0	0	1			
静岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
愛知	1	2	1	3	17	19	46	102	191			
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
滋賀 京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大阪	6	10	12	. 9	<u>0</u> 54	46	138	173	0 448			
兵庫	0	0	0	2	66	95	35	0	198			
奈良	0	0	0	0	0	1	0	0	130			
和歌山	0	0	Ŏ	0	0	0	0	0	Ö			
鳥取	0	0	1	0	0	0	0	0	1			
島根	0	3	1	1	10	1	1	0	17			
岡山	21	7	21	23	46	9	5	0	132			
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
徳島	0	0	0	0	1	0	0	0	1			
香川	0	1	0	0	0	0	0	0	1			
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
高知	3	2	0	0	11	8	2	1	27			
福岡 佐賀	0	14	<u>16</u>	32	83 20	27 8	20 0	2	194 35			
長崎	8	2	3	0	9	0	0	0	22			
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
宮崎	0	Ö	0	0	Ö	0	0	0	0			
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
沖縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
札幌市	5	3	3	3	40	29	59	156	298			
仙台市	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
横浜市	0	1	0	0	0	0	0	0	1			
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
名古屋市	1	0	0	0	0	0	0	0	1			
京都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大阪市 神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
広島市	12	7	1	0	0	0	0	0	20			
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
福岡市	1	0	0	0	0	1	0	0	2			
合計	99	92	107	100	437	290	463	873	2,461			
		, VE			1 707		, ,,,,,		,,			

(6) 都道府県別入院期間別在院患者数⑤

	(7) 卻退府宗別入阮朔间別住阮思名致(3) 											
	1. 日土港	0. E +	- 6, 8 +	15:+#	在院患者数	1045 + #1	- 004=+:#I	00Æ () L	∧ ≛ı			
北海道	1ヶ月未満 1,019	<u>~3ヶ月未</u> 1,081	~6ヶ月未	~1年未満	~5年未満	~10年未満	~20年未満	20年以上	合計 12 100			
青森	338	446	804 271	1,078 334	3,839 987	1,736 563	1,596 575	1,947 672	13,100 4,186			
岩手	288	449	314	366	1,259	636	667	566	4,545			
宮城	238	327	251	287	933	538	463	412	3,449			
秋田	292	371	283	340	1,099	608	549	652	4,194			
山形	290	348	243	284	995	406	339	334	3,239			
福島	478	503	454	473	1,807	1,065	1,082	1,396	7,258			
茨城	355	468	348	449	1,663	1,059	1,180	1,566	7,088			
栃木	258	348	265	339	1,227	682	776	987	4,882			
群馬	339	328	259	332	1,186	689	699	857	4,689			
埼玉	736	1,100	861	1,120	2,876	1,317	1,415	1,689	11,114			
千葉	721	839	685	753	3,274	1,610	1,613	1,457	10,952			
東京	2,297	2,600	1,811	1,948	6,335	3,057	2,625	2,488	23,161			
神奈川	554	826	512	610	1,984	924	681	613	6,704			
新潟	477	592	464	563	1,790	953	845	1,200	6,884			
富山 石川	345 220	284	206	245	984	529	399	493	3,485			
福井	204	315 219	242 148	310 J	1,026 488	495 300	472 293	646 394	3,726			
山梨	204	204	148	1/4	534	300	334	487	2,220 2,334			
長野	485	468	326	380	1,333	655	567	759	4,973			
岐阜	308	331	253	241	986	561	679	754	4,973			
静岡	508	612	492	543	1,615	870	941	1,017	6,598			
愛知	569	666	507	651	2,246	1,313	1,342	1,236	8,530			
三重	335	438	265	367	1,255	699	693	805	4,857			
滋賀	164	186	131	173	588	270	267	367	2,146			
京都	167	216	170	151	652	329	326	396	2,407			
大阪	1,525	1,760	1,300	1,342	5,377	2,449	2,193	2,004	17,950			
兵庫	469	501	442	580	2,289	1,283	1,134	1,254	7,952			
奈良	178	231	140	185	707	344	340	435	2,560			
和歌山	130	165	128	133	526	332	328	650	2,392			
鳥取 島根	117	126	111	138	462	255	246	241	1,696			
岡山	245 409	260 548	179 418	223 504	775 1,626	311 660	239 606	261 641	2,493 5,412			
広島	394	516	432	515	1,020	930	727	791	6,246			
山口	340	419	363	486	1,753	820	747	1,058	5,986			
徳島	175	210	195	236	972	723	682	844	4,037			
香川	237	293	212	275	1,039	499	499	696	3,750			
愛媛	303	400	295	338	1,143	623	714	850	4,666			
高知	321	323	251	315	985	452	427	463	3,537			
福岡	768	1,066	827	1,033	4,065	1,811	1,679	1,470	12,719			
佐賀	257	341	300	386	1,292	525	538	573	4,212			
長崎	440	538	455	578	2,392	995	1,058	1,304	7,760			
熊本	533	730	499	614	2,420	1,206	1,033	1,530	8,565			
大分	275	435	342	453	1,637	719	683	746	5,290			
宮崎	347	383	360	438	1,568	913	804	979	5,792			
鹿児島 沖縄	423 412	595 479	553	626	2,683	1,555	1,502	1,691	9,628			
札幌市	574	611	361 400	422	1,690	832	750	424	5,370			
仙台市	133	208	138	584 260	2,106 452	1,045 182	878 157	860 189	7,058 1,719			
さいたま市	73	100	53	69	368	162	136	193	1,719			
千葉市	119	154	91	124	271	177	198	297	1,431			
横浜市	470	553	346	422	1,478	691	517	461	4,938			
川崎市	109	124	124	101	355	190	191	160	1,354			
名古屋市	271	382	223	328	1,123	686	693	719	4,425			
京都市	209	281	242	301	1,178	652	380	363	3,606			
大阪市	94	47	16	18	11	1	1	0	188			
神戸市	279	327	237	284	974	514	423	352	3,390			
広島市	277	272	216	238	810	351	397	320	2,881			
北九州市	269	354	286	281	1,210	506	513	420	3,839			
福岡市	347	424	283	304	1,046	535	527	452	3,918			
合計	23,707	28,721	21,503	25,794	91,685	46,099	43,358	47,881	328,748			

(7) 精神障害者診察、申請・通報・届出状況の推移

	T #	清	通 報	· 届	出 1	牛 数	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	調査により	診察	を受けた	者
年				保護観察所	矯正施設の	精神病院の	総	診察の必要	精神障	害者	
次	一般からの 静	警察官からの 通報	検察官から の 通 報	の長からの 報	長からの 通 報		計	がないと認 め た 者	法第29条 該当症状の 者	法第29条 該当症状で なかった者	精神障害者 でなかった 者
昭和41年	23, 433	6, 046	1, 165	116	749	543	32, 052	2, 300	18, 258	10, 481	76
4 5	17, 163	5, 981	997	125	487	908	25, 661	1, 766	16, 820	6, 625	76
5 0	9,084	5, 107	1, 156	38	364	720	16, 469	1,930	9, 383	4, 617	126
5 5	3, 525	4, 152	1, 137	30	341	371	9, 556	1, 956	4, 791	2, 433	82
5 6	3, 036	4, 150	1, 126	32	328	292	8, 964	2, 277	4, 110	2, 452	66
5 7	2, 213	4, 394	1, 169	30	327	257	8, 390	2, 405	3, 438	2, 376	69
5 8	2, 056	3, 761	1, 100	24	279	260	7, 480	2, 007	3, 293	2, 030	62
5 9	1,744	3, 611	1, 090	26	250	231	6, 952	1,977	3, 060	1, 851	54
6 0	1, 336	3, 510	1, 190	16	263	165	6, 480	1, 990	2, 727	1,715	45
6 1	1, 125	3, 485	1,007	14	264	145	6, 040	2, 037	2, 313	1, 639	43
6 2	790	3, 270	1,077	18	234	91	5, 480	1, 905	1, 947	1, 582	44
6 3	740	3, 644	1, 100	13	276	91	5, 864	1, 913	2, 239	1, 629	48
平成 元 年	734	3, 511	1,071	26	295	65	5, 702	1,850	2, 246	1, 624	-
2	581	3, 665	1, 058	12	278	52	5, 646	1, 902	2, 164	1,586	-
3	533	3, 581	1, 026	19	246	55	5, 460	1,745	2, 283	1, 421	-
4	458	3, 710	1, 029	16	277	54	5, 544	1, 655	2, 530	1,370	-
5	463	3, 788	1,077	13	253	48	5, 642	1, 769	2, 643	1, 257	-
6	501	3, 859	1,096	12	230	60	5, 758	1,721	2, 732	1,230	-
7	394	4, 202	1, 031	10	231	61	5, 929	1,612	3, 074	1, 196	-
8	470	4, 547	1,080	14	257	49	6, 417	1,815	3, 430	1, 156	-
9	386	4, 827	1, 028	13	237	49	6, 540	2, 004	3, 358	1, 164	_
10	414	4, 707	977	11	311	52	6, 472	2, 126	3, 240	1,091	_
1 1	434	5, 245	951	14	325	45	7, 014	2, 323	3, 497	1, 177	-
1 2	511	7, 557	1, 075	7	397	44	9, 591	3, 402	4, 546	1,641	_
1 3	480	8, 012	1, 041	9	495	60	10, 097	3, 716	4, 497	1, 875	-
1 4	563	8, 487	1, 096	10	852	45	11,053	4, 252	4, 792	2,009	-
15	526	<u>8,</u> 876	1,055	16	1, 266	37	11, 776	4, 768	4, 965	2, 028	-

資料:精神保健福祉課調べ(保健・衛生行政報告例より作成)

(8)都道府県別疾患名別在院患者数

		1544 - 6 - 6 - 88 -				精神作用物	質による精神					т						(平反	艾15年6月30日)
	ž†	伏性を含む器 アルツハイ マー病の痴呆 (F00)	血管性痴呆 (F01)	上記以外の症状 性を含む器質性 精神障害(F02- 09)	1+	及び行動の アルコール使用 による精神及び 行動の練客 (F10)	の障害(F1) 覚せい剤によ る精神及び行 動の障害	神作用物質使用 による精神及び 行動の能害	及び妄想性障 害(F2)	気分(感情)障 害(F3)	神経症性障害、ストレス関連障害および 身体表現性障害(F4)	生理的障害及び身体的要因 (二関連した行動症候群(F5)		精神遅滞(F7)	心理的発達の 障害(F8)	小児期及び青年期に通常発症 期に通常発症 あ行動及び特定 の障害及び特定 不能の精神障害 (F9)	てんかん	その他	合計
北海道	2,931	722	1,279		922	878	12			1,123	347	47			16	6	387	364	13,100
<u>青森</u> 岩手	723 577	172 218	366 217	185	210 296	201 287	2 3	7		270 330	127 117	13 12		91	12		86	8	4,186
宮城	643	176	290	177	119	109	6			357	66				0		101 106	62	4,545
秋田	926	306	484	136	224	210	9	5	2,285	359	83	8			4		111	29	
山形	609	173	323	113	124	121				302	144	3			1	1	62	36	3,239
福島	1,278 833	287 167	582 335		279 283	256 251				409 325	153 123	7			3		183	58	7,258
栃木	481	105	117	259	156	138	9			366	68				1	11	156 129	74 71	
群無	429	101	143		213	185	22			285			23	126	1	2	89	14	
埼玉 千葉	2,838 1.789	823 576	1,057 435		298 641	262 594	14 34			672 738	200	26 19			17		147	43	
東京	3,103	1 191	996		1.164	1.014	81			1,994	446	89		521	9 83		126 358	83 143	
神奈川	1,578	560	635	383	408	380	19	9	3,821	484	137	32	44		7	5	88	22	23,161 6,704
新潟	1,454	567	557	330	250	238	1			637	142	24	63	314	1	2	138	119	
富山	657	196	231	230	114	113 71	0			271	90				4		61	6	
福井	833 390	268 188	332 71	233	72 77	72	0			252 218	89 72				1		86 20	29 13	3,726
山梨	224	99	53		101	91				161	51				2		38	13	
長野	520	189	159		283	274	3			386	121		42	90	1		105	35	4,973
岐阜	419	107	187	125	161	151	1			290	124				1	5	108	48	4,113
静岡	823 842	287 185	314 317	222 340	399 549	357 492	24 19			462 631	218 170	13 5			2		82	110	
愛知 三重	511	101	100	310	206	194	5			340	198				15 39		174 83	103	8,530 4,857
进賀	352	134	91		62	55				213	78						52	30	2,146
京都	466		196		37	31	3			206	35				5		30	12	2,407
	3,321 1,494	987 351	962 441	1,365	1,268 297	1,084 263	103 15			1,214 356	198 172				52		217	149	17,950
兵庫 奈良	499	221	204		90	66				215	37	14			<u>4</u>		122	282	7,952 2,560
和歌山	143	52	28	63	60	51	2	7	1,920	118	38	2	19	66	1	5	15	5	
鳥取	224	91	59		99	95				119	32					3	19	21	1,696
島根	593 1,376	209 463	246 642	138 271	108	106 230	1 7			210 349	77 140	19			9		29 75	96	
広島	1,408	536	535	337	587	557	24			401	56				1		91	57	
山口	1,351	523	550		297	291				271	81						89	143	5,986
徳島	373	43	100	230	191	175	11			142	75 50						87	44	4,037
番川 愛媛	596 687	165 250	204 177	227 260	242 246	217 226	16 15			183 260	93			121 109	1 2		85 95	39 45	
高知	628	222	287	119	296	285				227			14			10	58	31	3,537
福岡	2,736	717	1,250	768	997	850	98			891	287	50			6		192	208	12,719
佐賀	982	407	317		205	180	7			254					5		51	78	4,212
長崎	1,302 1,797	434	476 786	392 536	551 439	535 396	5 20			512 452	126				. 4		170 206	79 91	7,760 8,565
熊本 大分	1,797	568	429		311	305	3			284					- 2		105	8	
宮崎	1,455	401	708	346	387	382	1	4	3,040	304	88	4	21	321	9		123	40	
鹿児島	1,610	491	715	404	480	466	5			642	90				1		236	144	9,628
沖縄	1,081	249	418	414	228	216	20			179 727					28		204	149	
札幌市 仙台市	1,071 498	397 133	391 202	283 163	488 67	450 62				163							204	35 24	
さいたま市	490	4	13		20		1	3		37		3	2				11	3	
千葉市	121	12	34	75	80	40	29		1,040	96	51	3		19	0	3	9	1	1,432
横浜市	744	366	149		258	205	29			389					7		69	29	
川崎市	175 297	63	95 60		20 208	19 186	0 12			117 347								38	
名古屋市 京都市	1,466	763	597		159	151				226					2			10	
大阪市	9	2	2	5	4	. 3	0	1	65	75	19	4	6	0	0	. 2	3	1	
神戸市	337	94	96		273	244	10			193	59			66	6			134	3,390
広島市	475 839	175 366	172 339		202 215	177 187	17 15			252 308				53 130	. 2		34 46	51 50	2,881
北九州市	839 644	233	256		195	178	9			365					0		44	28	3,839 3,918
合計	57.740		21,807		17,462	15,919	809			22,959	6,770		2,330		392	659	5,845	3,919	

(9) 都道府県別年間入退院患者数等(精神病床)

(平成15年)

				<u>(平成15年)</u>
	年 間 在 院	年間新入院	年間 退院	平均在院
	患 者 延 数	患 者 数 <u></u>	患者数	日 数
北 海 道	4, 796, 321 人	14,631 人	14,940 人	326.5 日
青 森 県	1, 523, 265	4, 889	4, 999	308. 1
青森県岩手県	1, 655, 812	4, 253	4, 305	387.0
宮城県	1, 260, 160	3, 609	3, 476	327. 9
秋田県	1, 541, 187	4, 555	4, 745	331.4
山形県	1, 189, 896	4, 364	4, 455	269. 8
福島県	2, 646, 665	6, 259	6, 477	415. 6
福島県			U, 411	
茨 城 県	2, 586, 520	5, 303	5, 450	481.1
栃木県	1, 779, 572	4, 277	4, 249	417. 4
群馬県	1, 839, 626	5, 054	5, 140	360. 9
埼玉県千葉県東京都	4, 055, 904	10, 952	10, 792	375. 0
千葉県	3, 987, 607	10, 055	10, 173	368. 6
東京都	8, 440, 263_	32, 966	33, 557	253. 8
神奈川県	2, 448, 116	8, 026	8, 500	292. 1
新潟県	2, 534, 363	7, 243	7, 391	346. 4
富山県	1, 276, 620	3, 654	3, 712	346. 6
石川県	1, 366, 141	3, 683	3, 793	365. 5
福井県	808, 864_	2, 942	2, 926	275. 7
山梨県	845, 776	2, 465	2, 491	341.3
長野県	1, 831, 100	6, 768	6, 840	269. 1
岐阜県	1, 493, 289	4, 682	4, 736	317. 1
福 井 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県	2, 409, 381	7, 652	7, 708	317.1
	2,409,381		1, 100	
爱知県三重県	3, 099, 446	8, 250	8, 317	377.0
三 重 県 滋 賀 県 京 都 府	1, 774, 488	5, 557	5, 873	310.5
滋賀県京都府	784, 665	2, 402	2, 433	324.6
京都府	903, 616	2, 689	2, 722	388. 1
大阪府	6, 673, 028_	20, 245	20, 508	313. 7
兵 庫 県	2, 899, 590	6, 195	6, 217	420. 8
奈 良 県	937, 046	2, 439	2, 479	381.1
和歌山県	869, 120	1, 876	1, 926	457, 2
鳥取県	621, 980	1, 916	1, 921	324. 2
島根県	914, 019	3, 361	3, 412	269. 9
岡山県	1, 966, 757	7, 118	7, 321	272. 4
広島県	2, 279, 772	5, 624	5, 720	340. 1
山口県	2, 197, 536	5, 109	5, 204	426. 2
徳島県	1, 466, 764	2, 489	2, 617	574. 5
香川県	1, 365, 132	3, 427	3, 490	394. 7
愛媛県	1, 708, 826	4, 465	4, 433	384. 1
高知県	1, 289, 903	4, 674	4, 709	274. 9
福岡県	4, 755, 510	11, 226	11, 416	380.9
佐 賀 県	1, 543, 781	3, 659	3, 744	417. 1
長崎県	2, 830, 913	6, 267	6, 484	444.0
熊本県	3, 131, 668	8, 210	8, 328	378.7
大 分 県	1, 941, 955	4, 723	4, 710	411.7
宮崎県	2, 117, 220	4, 723	4, 710	449. 8
	3, 524, 614			556. 7
鹿児島県		6, 322	6, 341	
沖縄県	1, 959, 865	5, 899	5, 986 7, 740	329.8
札幌市	2, 559, 436	7,743	7, 748	330. 4
仙台市	623, 893	2, 193	2, 212	283. 3
さいたま	417, 315	1, 062	1, 054	394. 4
千葉 市		2, 103	2, 151	246. 5
横浜市	1, 803, 371	6, 008	5, 955	301.5
川崎市	501, 969_	2, 030	2, 033	247. 1
名古屋市	1, 627, 812	4, 193	4, 315	382. 7
京都市	1, 317, 592	3, 011	3, 026	436. 5
大阪市	69, 118	1, 088	1, 143	62.0
神戸市	1, 249, 251	3, 614	3, 691	342. 0
広島市	1, 049, 947	4, 127	4, 108	255. 0
北九州市	1, 404, 076	3, 934	3, 939	356. 7
福岡市		4, 607	4, 696	306. 3
全国	120, 446, 389	342, 804	347, 985	348. 3
	本保存を行を書きべ(会		017, 900	1 070.0

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(10) 精神病院の平均在院日数

年	平均在院日数					
昭和55年	535日					
昭和60年	536日					
昭和63年	509日					
平成元年	496日					
平成2年	490日					
平成3年	492日					
平成4年	486日					
平成5年	471日					
平成6年	468日					
平成7年	455日					
平成8年	441日					
平成9年	424日					
平成10年	406日					
平成11年	390日					
平成12年	377日					
平成13年	374日					
平成14年	364日					
平成15年	349日					

資料:精神保健福祉課調べ(病院報告より作成)

(11) 都道府県別·入院形態別実地審査状況

(平成15年度)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			.(-	上队10 年度/
都道府県	措置	医療保護	任意		平成15年度) 計
1 北海道	59	186	90	0	335
2 青 森 3 岩 手	15	104	70	. 0	189
3 岩 手	47	121	46	. 0	214
4 宮 城	14	67	9	0	90
5 秋 田	14	118	120	0	252
6 山 形	16	364	79	0	459
7 福島	45	139	3	0	187
8 茨 城	44	99	0	0	143
9 栃 木	33	20	0	0	53
10 群 馬	14	125	62	0	
					201
11 埼玉	103	82	98	0	283
12 千 葉	27	28	0	0	55
13 東 京	0	0	0	0	0
14 神奈川	22	145	18	0	185
15 新 潟	21	320	0	0	341
16 富 山	28	106	66	0	200
17 石 川	14	53	14	0	81
18 福 井	12	59	18	0	89
19 山 梨	10	157	36	0	203
20 長 野	48	88	102	0	238
21 岐阜	38	88	22	0	148
22 静 岡	27	0	0	0	27
23 愛 知	73	77	0	0	150
24 三 重	20	88	63	0	171
25 滋賀	29	7	03	0	36
26 京都		17	0		23
	6			0	
27 大阪	10	4	0	0	14
28 兵 庫 29 奈 良	52	67	0	0	119
29 奈良	17	20	24	0	61
30 和歌山	13	32	6	0	51
31 鳥 取	15	26	0	0	41
32 島 根	19	16	0	0	35
33 岡 山	16	42	16	0	74
34 広 島	90	178	14	0	282
35 山 口	18	61	26	1	106
36 徳 島	36	37	0	0	73
37 香 川	6	112	12	0	130
38 愛 媛	57	99	58	0	214
39 高 知	12	212	42	0	266
40 福 岡	90	162	54	Ö	
41 佐賀	50	166	20	0	236
	39			0	
42 長 崎		52	36		
43 熊 本	46	67	12	0	
44 大 分	43	91	10	0	144
45 宮 崎	4	11	0	0	15
46 鹿児島	103	298	106	0	507
47 沖 縄 48 札 幌	46	47	32	0	
48 札 幌	36	2, 696	3, 935	168	
49 仙 台	15	46	0	0	
50 さいたま市	3	11	5	0	
51 千 葉	0	12	0	0	
<u>51</u> 千 葉 52 横 浜	26	67	0	0	
53 川 崎	7	14	0	0	
54 名古屋	60	46	0	0	
55 京 都	5	13	13	0	
55 京都					
56 大 阪 57 神 戸	13	4	4	0	
57 神 戸	5:	21	0	0	
58 広島	59	96	0	0	
59 北九州	38	23	0		
60 福 岡	28	41	0	0	69
合 計	1, 856	7, 548	5, 341	169	
資料:精神保健	福祉課調				

資料:精神保健福祉課調

(12) 精神医療審査会の審査状況

										平成15年度)
	定期報	告(医療保証		定期	報告(措置)		退院	請求	処遇引	(善請求
			結果		審査	結果		審査結果		審査結果
	審査件数	移行		審査件数	移行	入院継続	審査件数		審査件数	入院又は処
بلا <u>خد</u> بالد ،	4 004		不 要			不 要		遇は不適当		遇は不適当
1 北海道	1,801	0	0	103	0	0	16	0	1	0
2 青森県 3 岩 手 県	678 451	0	0	30	0	0	39	1	1	
4宮城県	640	0	0	74 17	0	0	3	0	2	
5秋田県	1,082	0	0	24	0	0	14	3	3	
6山形県	721	0	0	28	0	0	11	0	0	
7福島県	1.785	0	0	66	0	0	25	0	5	
8茨城県	1,484	0	0	74	0	0	18	0	0	
9 栃 木 県	1,444	0	0	63	0	0	14	1	2	1
10 群 馬 県	1,629	0	0	24	0	0	15	0	0	0
11 埼 玉 県	3,153	0	0	200	0	0	26	1	2	1
12 千 葉 県	3,036	0	0	42	0	0	41	0	5	2
13 東 京 都	4,399	0	0	121	0	0	129	1	1	0
14 神奈川県	2,088	0	0	21	0	0	49	0	. 4	
15 新 潟 県 16 富 山 県	2,924	0	0	28	0	0	48	0	11	0
16 富 山 県 17 石 川 県	1,365	0	0	45 15	0		21	0	1	
18 福 井 県	439	0	0	22	0	0	4	+	0	
19 山 梨 県	627	0	0	17	0	0	15		2	t
20 長 野 県	828	0	0	76	0		18	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	
21 岐阜県	985	0	0	71	0		18	0	2	
22 静 岡 県	1,501	0	0	42	0	0	29	2	3	0
23 愛 知 県	1,860	0	0	114	0	0	67	6	2	0
24 三 重 県	1,035	0	0	32	0		17	1	1	†
25 滋 賀 県	558	0	0	56	0	·	19		1	
26 京 都 府	99	0	0	4	0	0	69	0	4	
27 大 阪 府 28 兵 庫 県	4,849	0	0	37	0	0	136	} 	22	
28 兵 庫 県 29 奈 良 県	1,659 1,159	0:	0	79 18	0	0	53 41	1	12	
30 和歌山県	737	0	0	17	0	0	12	} 		+
31 鳥 取 県	438	0	0	28	0	0	15			
32 島 根 県	833	0	0	13	0	0	36	1		1
33 岡 山 県	1,193	0	0	32	1	ō	71	2	5	0
34 広 島 県	1,632	0	0	112	0	0	44			0
35 山 口 県	2,172	0	0	19	0	0	26	0	2	0
36 徳 島 県	714	0	0	60	0	0	15		 	0
37 香 川 県	377	3	2	7	0	†		 	 	
38 愛 媛 県	1,390	0	1	98	0			1		+
39 高 知 県 40 福 岡 県	761	0	0	13	0					
40 個 岡 県	2,819 874	0	0	169	0		114 29	-		
42 長崎県	1,327	0	0	92 75	0 2			, 		
43 熊 本 県	2,465	0	0	122	0					
44 大 分 県	1,312	0	0	69	0	 		†	 	
45宮崎県	781	0	0	5	0		 	†	† 	
46 鹿児島県	2,434	0	0	165	0	0	48	7	1	
47 沖 縄 県	929	0	0	56	0	0	27	2		0
48 札 幌 市	2,034	2	0	55	0	0	20	0	C	+
49 仙 台 市	451	0	0	2	0		}	 		
50 さいたま市	412	0	0	1	- 0				 	4
51千葉市	529	0	0	4	0					+
52 横 浜 市	1,821	0	0	22	0					
53 川崎市54名古屋市	358 1 272	0	0	11	0				·	
55 京都市	1,273 884	0	0	98	0	0	•	1	t	1
56 大 阪 市	3	0	0	15	0		 			
57神戸市	1,022	2	0	10			+		 	
58 広島市	732	0	0	58	1	0		 	+	+
59 北九州市	687	0	0	70	Ö		ļ	 		
60 福 岡 市	719	0	0	55	0		}		 	<u> </u>
合 計	79,515	8	3	3,100		 			+	
				FUL/Est)						

資料:精神保健福祉課調べ(保健・衛生行政報告例より作成)

3. 精神科救急医療システム整備事業実施状況

No. 1

平成17年2月1日現在

都道府県名	事 業 名		精 神 科 救 急 情 報 センター	精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医療指定 施設数	窓 口 (受付時間、スタッフ)	移送体制	支 援 病 院	連絡調整機関
北海道 (10'~)	北海道精神科教急医療システム整備事業	8	なし	・輪番制 (夜間・休日・土曜) ・土曜) ・空床は各圏域毎に1 床以上離 (4 病院 道央 (2) → 29病院 道央 (2) → 16病院 道央 (2) → 16病院 道北 → 6病院 オホーツク → 3病院 オホーツク → 3病院 オホーツク → 3病院	73	各当番病院 ・休日 日曜、祝祭日及び 12/29~1/3まで [9:00~17:00] ・夜間 [17:00~9:00] ・土曜 [12:00~17:00]	・家族	力病院 (63病院) ・遠隔地域支援 病院	・道協会大会保護関係のは、 ・ 議 健 警 関係 が で が で で で で で で で で で で で で で で で で
青森県 (11'~)	青森県精神科 教急医療システム整備事業	6	夜間	・各圏域毎に精神科教 急医療病院が輪番制に より1日1床を確保	19	・各圏域毎の当番精神科教急医療病院・受付時間を間[17:00~9:00]休日[9:00~17:00]・スタッフ医師、看護婦等	依頼者 ・緊急措置を要 する場合は保健	療機関	・青森県精神科教 急医療システム連 絡調整委員会 ・各圏域毎の地域 精神科教急医療シ ステム連絡調整委 員会
岩手県 (9'~)	岩手県精神科 教急医療システム運営事業	4 果磁 岩种	なし	- 精神科教急医療施設 4ヶ所 (各施設毎に365日 1 床確保)	4	各精神科教急医療施設 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~17:00]	i		岩手県精神科教急 医療システム連絡 調整委師会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
宮城県 (9'~)	宮城県精神科 教急医療体制 整備事業	1	〔17:00~22:00〕 休日昼間	休日昼間 国立、県立、指定、非 指定病院の中で当該病 院管理者の同意に基づ き知事が指定する病院 輸番制 2病院 (空床、各病院1床) 通年夜間 県立精神医療センター (空床1床)		精神科教急情報センター 休日昼間 各当番病院 [9:00~17:00]	本人、家族	1	県医師会、県精神科 病院協会、県消防長 会、県警本部、消防 等で構成
山形県 (12'~)	山形県精神科 応急移送医療 事業	2	なし	輪番制 ①村山・置賜地区 4病院 24時間365日 1床 ②最上・庄内地区 2病院 24時間365日 1床	6	- 当番精神科教急医療施設(各圏域) 24時間365日 - 各保健所(全4保健所) 24時間365日(乱 類は建業による)	・保護者 ・保健所	主治医のいる精 神科医療機関	 ・システム運営委員会 (構成) ・医療関係者 ・警察 ・消防 ・保健所等

都道府県名	事業名	の数	精神科教急情報センター	精神科教急医療施設(空床確保)	施設数		移送体制	支 援 病 院 県内の精神病床	連絡調整機関
秋田県 (12 [·] ~) ·	秋田県精神科教急医療システム整備事業	5	なし	・秋田周辺精神科教急 医療圏→8病院輪番制・他4医療圏→地域拠点病院・全県拠点病院→県立リハビリテション・精神医療センター・その他に合併症拠点病院 (各圏域1床確保)	18	各教急指定病院 平日夜間 〔17:00~9:00〕 休日等 〔2 4 時間体制〕	・警察 ・消防 - 県(保健所)	売付い情代初 体 を有する病院	・日精協県支部 ・県警 ・消防 ・県立病院 ・精神保健福祉セ ンター 等
	福島県精神科教急医療システム整備事業	3 中面り 浜直り 会津	設置していない	輪番制 (各病院 1 床)	3 4	各当番病院 夜間[17:00~ 8:30] 休日[8:30~17:00]			·県医師会 - 精神科病院協会 - 県診療所協会 - 消防 - 警察 - 保健所等
茨城県 (8'~)	及び県が行う 医療保護入院	霞ヶ浦・鹿 行	平日 [17:15~21:15]	県立友部病院 (空床5床) (一般教急相談対応) 輪番制により3病院 で3床(1圏域で1病	28	精神科教急情報セン ターと同じ	〈24条通報〉 県または警察 〈一般教急相 談〉 家族	(24条通報)	精神科病院協会、 県警、保健所、精 神保健福祉センタ 一、県立友部病院
	栃木県精神科 教急医療シス テム	1	県立岡本台病院 夜間 [17:00~ 8:30] 土曜・日曜・休日 [8:30~17:00]	基幹病院制 県立岡本台病院 (3床)	26	精神科教急情報センターと同じ	・本人 ・家族 必要に応じ消 防、警察	県内精神病院	県医師会、県精神 衛生協会(総合病院、大県警、県活合 大県警、県消 防長会保健福祉セン ター等で構成
	群馬県精神科 教急医療システム整備事業	1	こころの健康センター 平日・休日 [8:30~17:15] 夜間 [17:15~8:30]	輪番制 夜間2病院(2床) 休日2病院(2床) (基幹病院含む)	13	精神科教急情報センターと同じ	・県(精神科教 急情報センター) ・警察 ・家族	·精神科協力病 院	・県医師会 ・日精協 ・県書 ・群馬大学 ・保健所 ・こころの健康セ ンター
	埼玉県精神科 教急医療システム整備事業		県立精神保健福祉セン 9- 休日[8:30~17:00] 夜間[17:00~8:30] 24時間精神医療相談 窓口	夜間2病院(各1床) 休日2病院(各2床)	39	精神科教急情報センター と同じ	・県 ・警察 ・家族 ・依頼者	埼玉医科大学 付属病院 県立精神医療セ ンター	県精神科病院協会、県診療所協会、県警、消防、 会、県警、消防、 保健所、埼玉医科 大学病院、県立精 神医療センター

NO. 3									
都道府県名	事業名	i	,	精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医 療指定 施設数		移送体制	支援病院	連絡調整機関
千葉県 (10'~)	千葉県精神科 教急医療シス テム事業	4	県立病院 - 平日夜間 [17:00~ 8:30] - 休日 [8:30~ 翌:30]	①輪番劇(30病院) (各地区1床) ②基幹病院(3病院) (各病院1床)	31	県立病院 - 夜間 (平日) [17:00~ 8:30] - 休日 [8:30~〒8:30]	相談者	特に設けてない	・精神科病院協会 ・精神科病院 ・県医師会 ・千葉市 ・消防等で構成
東京都 (1'~)	精神科教急医 療体制整備事 業	4 (特科急療)	夜間 [17:00〜翌9:00] 休日 [9:00〜翌9:00] 平日※ [9:00〜17:00] ※精神保健福祉課で 対応	- 輪番制 - 初期教急 (3 床) - 二次教急 (3 床) - 精神科緊急医療 (1 6 床)	5 4	精神科教急医療情報 センター 夜間 〔17:00~翌9:00〕 休日 〔9:00~翌9:00〕	家族等	精神科協力病院 · 診療所	·都医師会 ·精神病院協会 ·精神神経科診療 所協会
神奈川県 (7'~)	精神科教急医療対策事業	7	精神保健福祉センター 〇初期・二次教急 平日 [17:00-22:00] 土日 [8:30-28:30] 祝日 [8:30-22:00] 〇警察官通報 平日 [17:00-28:30] 休日 [8:30-28:30]	指定病院、 非指定病院 (各病院1床で 1日4床) 夜間:基幹病院(常 時)、準基幹病院(輪	5	○初期・二次教急 平日夜間、休日の8: 30~22:00 精神保健福祉セリー、 横浜市、川崎市職員 の輪番で2名 (常動、非常動) 土日の22:00~翌8:3 0 精神異名(常動、非 間報を開発を表する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	相談者が確保 〇警察官通報 県もしくは警察		県医師会、県精神科 病院協会、県診療所 協会、横浜市、川崎 市等で構成
新潟県 (9'~)	精神科教急 医療システム 運営事業	県北	保健所 兼務 [8:30~17:15] 県庁担当課 兼務 [17:15~8:30]	①休日昼間 輪番制各ブロック当 番病院(各1床) ②夜間 全県1ブロック (1床)	[精神科教急医療施設 (各当番病院) ① 休日昼間 [9:00~17:00] ③夜間 [17:00~ 9:00]	家族警察消防	ブロック内の精神病院	県医師会、県消防長 会、県精神病科院協 会、県警察本部等で 構成
室山県 (10'~)	富山県精神科 教念医療体制 整備事業	2	設置してない (窓口電話を自動的 に当番病院に転送)	輪番制 (各病院 1 床)	2 7	窓口電話により自動 的に当番病院に転送 ・平日夜間 [17:00〜翌9:00] ・休日 [9:00〜翌9:00]	1		1
石川県 (10'~)	石川県精神科 救急医療シス テム整備事業	3	なし	輪番制 ・基幹病院 1 床 ・精神科教急病院 輪番制で 1 日 3 床	15	- 各当番病院 休日[9:00~17:00] 金曜日夜間1病院 ・県立病院 休日[9:00~17:00] 夜間[17:00~₹9:00]		精神科協力病院	・県医師会 ・県精神病院協会 ・消防 ・県警 等で構成

都 道 府 県 名 (11'~)	事 業 名 福井県精神科 教急医療サス	の数	1	· 輪番制 嶺北地区	施設数	窓 口 (受付時間、スタッ7) 各当番病院 夜間	・依頼者	支 援 病 院 指定病院	連 絡 調 整 機 関 各当番病院 保健所
	テム整備事業			休日夜間7病院1床 議南地区 休日夜間3病院1床 (週3日) ・応急入院指定病院 1床		(17:00~9:00) 休日 (9:00~17:00)	・24条による 診察		
	山梨県精神科 救急医療事業	. 1	県立精神保健福祉センター 平日夜間 [17:15~21:15] 休日 (土曜を含む) [11:00~19:30]	輪番軒 平日10病院 (1床) 県立病院 (1床) 休日昼間 10病院 (1床) 県立病院 (1床) 県立病間 10病院 (1床) 県中田東京 (1床)	10	教急医療体制 平日夜間 [17:15~22:00] 休日 (土曜を含む) 昼間[11:00~17:15] 夜間[17:15~20:30] 緊急医療体制 平日及び休日夜間 [17:15~8:30] 翌日が休日の場合は 11:00まで 休日昼間 [11:00~17:15]	・依頼者 ・県(保健所) ・警察	·精神科協力病院(9)	· 県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県
長野県 (9'~)	精神科教急医療整備事業	東信 南信 中信	保健所 原則として平日 8:30~17:00まで (平日夜間及び休日 等については緊急連 絡網により対応)	北信・中信は輪番制		精神科教急医療機関 (各圏域) 平日夜間 [17:00~8:30] 双は9:00] 土曜休日 24時間体制 ・スタッフ 医師、看護婦等	・救急車 ・警察	地域の精神病院	県 医病院協会、 県 精神諸 高原病院 (
岐阜県 (9'~)	岐阜県精神科 教急医療シス テム整備事業	1	県精神科病院協会委託 24購3658城 24時間精神医療相談 窓口	(各病院1床)	14	救急医療情報をシター (情報提供のみ) 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~17:00]		当番病院以外の 病院	県精神病院協会、 大学、医師会、診 療所、警察、消防 で構成
	静岡県精神科 救急医療対策 事業	3		- 基幹病院 夜間 [17:00~ 8:30] 休日 [8:30~ 至8:30] 土曜 [12:00~ 至8:30] ・輪番病院 夜間 [17:00~ 8:30] 休日 [8:30~ 至8:30] 土曜 [12:00~ 至8:30] (各圏域 1 病院 1 床)	6	各輪番病院 - 精神科 教急情報センター	家族、知人等 警察 県、中核市、市 町村 消防署	県 立病院 協力病院	精神科教急情報センター 県、中核市、市町 村
愛知県 (8'~)	精神科教急医療対策事業	3 尾張A 尾張B 三河	院協会に委託	(社) 愛知県精神病院協会に委託 (1区域1床 県立病院3床	38	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] 土曜 [12:00~17:00]	原則として警察 ・消防・家族等 依頼した者	1	精神病院協会、医師会、診療所協会、警察、消防、保健所で構成

都 道 府	事 業 名	i	精神科教急情報 センター	精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医 療指定 施設数	窓 口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支 援 病 院	連絡調整機関
三重県 (10°~)	三重県精神科教急医療システム運用事業	1	幹事病院 2 力所 夜間 (17:00~9:00) 休日 (9:00~17:00) 土曜 (12:00~17:00)	輪番制 北部ブロック 夜間・休日8病院 南部ブロック 夜間・休日5病院 (各1年)		各当番病院 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~17:00] 土曜[12:00~17:00] 看護師・医師等	・消防	県立こころの医療センター、国立株原病院	
滋賀県 (9 [·] ~)	滋賀県精神科 教急医療 システム	3	なし	地域3ブロック 輪番制による当番病 院(各2床) 県立精神保健総合センター (2床)		保健所 24時間365日	·警察 ·消防 ·県 ·家族	指定病院	指定病院、警察、 消防、保健所で構 成
京都府 (13 [°] ~)	京都府精神科教急医療システム	北部南部	国立舞鶴病院 (2.4時間) 南部教急情報センター 平日 (17:00~ 8:00) 休日 [8:00~ 8:00]	基幹病院他 2床		国立舞鶴病院 府立洛南病院 保健所	原則として家族 等による自己 般 送 24条については 警察署		・医師会 ・警察 ・消防 ・大学病院 (2) ・府、市 ・診療所協会等
大阪府 (^{7'} ~)	大阪府精神科 教急医療体制 整備事業	プ 差 島 内 内 内 市 州 市 く	なし	精神科教急病院 輪番制により1日7床	35	- 教急案内窓口 平日:9:00~17:00 17:00~9:00 休日:9:00~18:00 18:00~9:00 (緊急措置診察受付) 平日:17:30~22:00 休日:9:00~22:00 ・教急体制 平日:17:00~9:00 住日:9:00~21:00	・家族	・精神科協力病院 ・合併症受入協 力病院 ・府立精神医療 センター	· 大阪府精神病院 協会 · 大阪府警
兵庫県 (6°10~)	兵庫県精神科 教急医療体制 運営事業	瞬·靜 播磨	設置場所:兵庫県災 害医療センター	輪番制をとる。	37	- 受付時間 平日 [17:00-型:00] 土曜 [9:00-型:00] 休日 [9:00-型:00] ・スタッフ 精神科専門スタッフ (病院・社会復帰施 設勤務の精神保健福 祉士、臨床心理技術 者)	察、教急、家族 等)が搬送を行 う。	(当番病院以外	・県集精神科病院協会・大県森静寺・公立・水戸市・県道保護・水道・水戸市・県道保護・・県道保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

都道府県名	事 業 名	1	i	精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医 療指定 施設数	æ 🗅	移送体制	支 援 病 院	連絡調整機関
奈良県 (12'~)	奈良県精神科 教急医療シス テム整備事業	1	奈良県立医科大学内 平日夜間 [17:15-業8:30] 休日 (土曜・日曜を含む) [8:30-業8:30]	輪番制 夜間・休日 1床	8	・当番病院 夜間 [17:00~ 9:00] 休日 [9:00~17:00] (土曜日は夜間のみ) ・緊急医療 (24条 等) 一各保健所 ・精神科教急情報センター	・警察	·精神科教急協力病院 - 県立医科大学 附属病院	・精神病院協会 ・県警 ・消防 ・県立医大 ・保健所
	和歌山県精神 科教急医療シ ステム整備事 業	3	なし	輪番制 紀北ブロック 1床 基幹病院制 紀中ブロック 紀南ブロック 各1床	4	各精神科教急医療施設 夜間 [17:00~9:00] 休日 [24時間]	29条→県 34条→県 その他→原則依 頼者	県内全ての精神 科病院	県庁 保健所
鳥取県 (14′1~)	鳥取県精神科 教急医療体制 整備事業	3	なし	基幹病院 (1床/圏域) 輪番制 (1床/圏域)	1	2.4時間 当番病院対応 休日、夜間	原則、患者家族 または警察によ る病院への搬送	特になし	圏域ごとに 病院、地区医師 会、警察、消防、 保健所、市町村
島根県 (11'~)	島根県精神科教念医療体制整備事業		- 保健所 平日昼間 [8:30~17:15] · 県立湖陵病院 夜間[17:15~ 8:30] 休日[8:30~ 8:30] 24時間精神医療相談 窓口	基幹病院 隠岐圏、雲南圏を除	12	精神科教急情報セン ターのスタッフが対応		県立湖陵病院	・各保健所(平日 昼間) ・県立湖陵病院 (夜間休日)
蜀山県 (10'~)	1	東南東部 東南西部・	岡山県精神科休日夜間相談センター (紙紙)岡山県医師会平日[18:00~22:00]休日[10:00~22:00]	輸番制 各圏域毎に1床と県立 病院で県下全域に対応	11	・県立岡山病院 (全域) ・各当番病院 夜間 [18:00~8:30]	主に警察だが、保健所・家族等もある		岡山県精神科教急 医療システム連絡 調整委員会
広島県 (8'∼)	広島県精神科 教急医療シス テム整備事業		県精神病院協会委託 24時間365日対応 24時間精神医療相談 窓口	・東部→3病院輪番制	4	精神科教急医療施設 (各圏域) 2.4時間受付	・精神病院 ・家族 ・依頼者など		・県医師会・精神病院協会・大学・県警・消防・保健所等

都道府県名	事 業 名	1		精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医 療指定 施設数	窓口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支 援 病 院	連絡調整機関
山口県 (12'~)	山口県精神科 救急医療シス テム事業	4	県立病院 夜間 [17:00~ 8:30] 休日 [8:30~ 17:00] 24時間精神医療相談 窓口	輪番制 (3床/日) 県立病院 (1床/日) 空床は1日当たり 4床確保	26	精神科教急情報センター(県立病院内に設置) ・受付時間 夜間[17:00~8:30] 休日[8:30~17:30] ・スタッフ 医師・看護師	者 必要に応じ、保 健所、警察、消 防等が連携して	間病院、国立病 院	県精神科病院協 会、山口大学 病院、保置所等 が、保証 が、保証 を 連絡 が 成する・ 専門部会 を 設置 設置
德島県 (10'~)	徳島県精神科 教急医療シス テム整備事業	3 東部南部西部	なし	輪番制 東部 夜間・休日 9 病院 西部 月曜~金曜 4 病院 (各 1 床) 南部 未実施	12	各当番病院 夜間[17:00~ 9:00] 休日[9:00~ 9:00]	・家族	- 県立中央病院	精神科病院協会、 保健所
香川県 (16' 7~)	香川県精神科 救急医療シス テム整備事業	2 高大川 曹豊		輪番制 高松大川 夜間5病院(1床) 中讃三豊 夜間10病院(1床)	15	各当番病院 夜間 〔17:00~8:30〕	原則として保護 者等	関係医療機関等 の協力を得て、	県医師会、精神科 病院協会、診療所 協会、県警、消 防、保健所、県立 丸亀病院、精神保 健福祉センター等
愛媛県 (13' ~)	愛媛県精神科 教急医療シス テム整備事業	1 (\$\phi 7)	精神科教急医療情報 センター 平日夜間 〔17:00~22:00〕 休日等 〔9:00~17:00〕	輪番制(1日1床)	7	精神科教急情報センターと同じ	1	当番病院以外の 精神科教急医療 施設	1
高知県 (7'~)	高知県精神科教急医療事業	1	なし (教急医療情報センター で当番病院を紹介)	①休日:輪番制: 6 病院 ②平日夜間: 1 病院 (各 1 床)	7	各当番病院 平日夜間 [17:00~ 9:00] 土曜日[12:00~9:00] 休日[9:00~2 9:00]	特になし	県立精神科病院	精神科教急医療施 設、県医師会、教 急医療情報とり、為 知大学、県立精神 科病院、消防局、 県警で構成
福岡県 (10 [°] ~)	福岡県精神科教急医療システム事業	4	センター 夜間 [17:00~ 9:00]	輪番制により、各圏域で受付時間帯毎に1病院(1床) ・輪番参加病院(80) 指定病院 非指定病院 (計79) 県立病院(1)		精神科教急医療情報 センター 夜間 [17:00~ 9:00] 休日 [9:00~17:00] ・スタッフ 精神保健福祉士 (兼 務) PSW (兼務) 看護婦・士等 (兼務) 看護婦(専従)		県内の精神病院	福岡県精神科教急 医療システム連絡 調整委員会 県医師会、 日精協 県 支 で 構成 防 等 で 構成

都 道 府	事業名 佐賀県精神科 救急医療システム事業	の数	1	精神科教急医療施設 (空 床 確 保) 輸番制 各圏域 1 床	教療施設 17	窓 ロ (受付時間、スタッフ) - 日曜、祝日、年末 年始 [9:00~17:00] - 看護婦、PSW、 等の輪番制	移 送 体 制 ・家族 ・依頼者	支 援 病 院 ・佐賀医科大学 附属病院 ・県立病院好生館	連絡調整機関
長崎県 (II'~)	長崎県精神科教急医療システム整備事業	6	県立精神医療センター内 24時間精神医療相談 窓口の設置	各圏域毎に1床を確保		各圏域の当番病院 次に掲げる日の昼夜 間 [9:00~翌9:00] ・日曜 ・国民の祝日に関す る法律に規定する 休日 ・年末年始 (12/29~1/3)		9- 国立病院機構長 崎医療センター 長崎大学医学部	
熊本県 (9 [·] ~)	熊本県精神科 教急医療シス テム整備事業	2 (昼) 1 (夜)	なし	輪番制 国立 : 1 指定病院 : 3 3 非指定病院 : 5 (各病院 1 床)	39	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日昼間 [9:00~17:00] 土曜昼間 [12:00~17:00]	原則として受診者側	医療センター 国立療養所菊池 病院 (合併症)	県医師会、県精神病院協会、県消防長会、国公立病院、県警、保健所、精神保健福祉センター、県家族会等で構成(年1回)
	大分県精神科 救急医療対策 事業	2 (株日 皇間) 1 (平日 表面)	なし	- 輪番制 (各病院 1 床) 休日: 2 施設 夜間: 1 施設	22	各精神科教急医療 施設 (当番病院) 休日[9:00~17:00] 夜間[17:00~9:00]	原則として受診者側	1	警察、消防、医師会、 精神科病院協会、大 分大学、保健所、 精神保健福祉セン ター等で構成(年 2回)
宮崎県 (9'~)	宮崎県精神科教急医療システム整備事業	3 県北県央 県西南	なし	3 圏域毎の輪番制 (各圏域、当番病院が 空床1床を確病院) ①県央(9病院) 県立精病院:1 指定病院:8 ②県北(6病院) 指定病院:4 非指定病院:2 ③県西南(5病院) 指定病院:5	l .	当番病院 休日(日曜、祝日 年末年始)のみ 昼夜間 [9:00~ 翌9:00]	防機関	合併症等の場合 は一般教急シス テム、国公立病	県医師会、精神病院協会、精神経科診療所協会、 宮崎大学医学部、県警本部

都道府県名	事 業 名		i	精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	救急医 療指定 施設数	窓 口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
鹿児島県 (8'~)		鹿兒島 南 龍 七 種	休日 [9:00-24:00] 警察、消防等からの 入院患者受入の要請 に対応する	・南薩地区 10病院 ・北薩地区 8病院		各当番病院 休日[9:00~24:00]	24条による診察 ・家族 ・警察 ・県 ・指定病院	県立姶良病院	県医師会、県精神科病院協会、鹿児島力学、県實察本部、男 消防長会、県保健 所長会
沖縄県 (10'~)	沖縄県精神科教急医療システム事業	北・南・宮古・八	総合精神保健福祉センター内(沖縄県精神障害者福祉会連合会に委託) 平日夜間(17:00〜翌9:00) 休日(9:00〜翌9:00)	・北8、南圏域9病院	19	·県立病院 ·各当番病院 平日夜間 (17:00~翌9:00) 休日 (9:00~翌9:00)	・24条診察 ・警察 ・家族 ・依頼者など	・県立病院 ・連携病院 (一 般病院) ・かかりつけ病 院	・県警

都道府県名	事 業 名	圏域の数	精神科教急情報センター	精神科教急医療施設 (空 床 確 保)	教急医 療指定 施設数	窓 口(受付時間、スタッフ)	移送体制	支援病院	連絡調整機関
札幌市	北海道精神科教急医療システム整備事業	道が運営	 ・札幌市夜間急病センター 平日夜間 〔17:00~9:00〕 休日 〔9:00~9:00〕 	北海道精神科教急医療 システム整備事業に基 づく当番病院 ・輪番制(各病院 1 床) 道が運営	29	各当番病院 平日 (17:00~9:00) 土曜 (12:00~9:00) 休日 (9:00~9:00) 道が運営	・警察 ・消防 ・家族等 道が運営	・後方支援病院 ・合併症受入病 院 道が運営	道が運営
横浜市 (13°~)	精神科教急医療対策事業	1	①こころの健康相談センター (三次教急) 全日(8:45~22:00) ②各区福祉保健センター (初期・二次教急) 平日(8:45~17:00) ③県立精神保健福祉センター(3県市合同) 平日(初期・二次教急) (17:00~22:00) 土日(初期・二次教急) (8:30~翌8:30) 休日(初期・二次教急) (8:30~22:00) 全日(三次教急) (22:00~28:45)	指定病院 体 当番制 指足病院 非指定病院 非相間 基幹病院 準基幹病院 準基幹病院 二、当番制 深夜 基幹病院	4 O うち基幹線 5	(三次教急) 各区福祉保健センター 平日(17:00~22:00) 衛生局精神保健福祉 課 平日(17:00~22:00) 県保健福祉センター内 全日(22:00~28:45) (初期・二次教急) 各区福祉保健センター 平日(8:45~17:00) ・3 県市窓口 平日(17:00~22:00) 土日(8:30~28:30) 休日(8:30~21:30)	(三次教急) 横浜市 (初期・二次教 急) 原則として、名 談者等による	民間精神科協力 病院等	- 県医師会 - 県精神病院協会 - 県診療所協会 - 神奈川県 - 川崎市 - 横浜市総合保健
名古屋市	精神科教急医 療対策事業	3	精神科教急情報センター (愛知県精神科病院 協会に委託) 24時間365日対応 24時間385日対応	(社) 愛知県精神病院 協会に委託 - 1圏域1床 - 県立病院3床	38	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00] 土曜 [12:00~17:00]	原則として 警察・消防・家 族等依頼した者	県立病院	精神病院協会、医師会、診療、診療所協会、警察、消防、 受知県・名古屋市で構成
京都市 (12'~)	京都市精神科教急医療システム整備事業	1	こころの健康増進センター (京都精神保健福祉協会に委託) 平日夜間 [17:00〜翌8:30] 休日 [8:30〜翌8:30] 各保健所(平日昼間) [8:00〜17:00] 24萌職無機能数0	1	1 民間 3 民間 8 国公立	精神科教急情報センター	〇平日夜間休日原則自己機送 「原則自己機送 〇休日昼間 京都市	民間13病院	医師会、精神科病院協会、精神神経 謝重所協会、精神科医会、私立病院 会、府病院協会、京幕科神経維新協 会、京大医、府立医科大、南部所 会、京大阪、府公医科大 会、市済所局、智家、府・市保祉所 会、清病病院、こころの健康増進だ ・、前保健福祉部、市保健福祉局・ の他会選が必要と望めた機関・日外
広島市 (13' ~)	広島市精神科 救急医療シス テム整備事業	1	広島県精神病院協会 (医試えがか内) 年間を通じて毎日 2 4 時間体制	1	1	医療法人せのがわ (年間を通じて 24時間体制) (精神保健福祉 士・指定医等)	・依頼者 ・救急医療施設	なし (転院先の確保 が困難な場合 は、情報センタ 一に協力要請)	- 吳楊神神経科診療所能会

[※] 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市は道府県と共に実施している。

4. 平成15年度精神保健福祉センター事業実績

(1) 一般事業

	· · · · ·		事 来 技術援助	研修会	広 報	普及	相談	事業	調査研究	
無流	納	1年	技術指導	(講習会)	(講習会・)		扣击	₹	課題数	備 考
34.4 种	3.84 X	K 47	回数		回数	参加人数	実件数	延件数	延件数	57 DAG
北	海	道	148	10	118	1,079	395	1,166	2	
青	森	県	21	3	25	2,441	139	193	3	
岩岩	手	県	47	5	5	238	120	332	0	
皇宮	城	県	137	3	0	236	14	17	8	
	_	_						53		
<u>秋</u>	<u> </u>	県	29	4	24	382	34		2	
<u>щ</u>	形	県	51	6	12	705	74	433	0	
橿	島	県	220	7	12	59	85	522	9	
茨	城	県	67	55	18	1,979	429	3,173	3	
栃	<u>木</u>	県	109	19	144	783	334	1,505	2	
群	馬	県	47	29	23	683	193	311	1	
埼	玉	県	2,826	36	89	5,514	33	196	5	
Ŧ	葉	県	77	47	103	1,857	3,854	5,372	7	
東	京	都	9,289	38	124	6,021	1,252	3,134	12	
神	奈川		511	52	6	9,994	16	40	4	
新	潟	県	80	20	25	1,092	112	395	2	
富	山	県	234	9	53	1,586	300	3,406	3	
石	111	県	252	17	16	958	337	1,405	1	
福	井	県	0	0	0	0	0	0	0	
Ш	梨	県	373	10	3	395	132	212	4	
長	野	県	355	69	113	5,479	536	2,921	1	
岐	阜	県	109	10	0	0,1110	97	130	0	
静	岡	県	170	26	8	484	268	1,996	8	
愛	知	県	65	38	3	586	758	1,398	8	
Ξ	重	県	616	63	3	672	182	182	1	
滋	賀	県	114	10	6	136	354	695	1	
京	都	府	49	8	6	54	41	67	0	
大	阪	府	49	58	254	4,887	492	17,757	21	
									4	
英	庫	県	486	6	38	1,607	492	1,537	1	
奈	良	県	10	24	1	512	231	338		
	欢山		81	30	1	205	29	112	1	
鳥	取	県	70	5	12	214	426	1,516	5	
島	根	県	21	7	3	470	33	65	0	
岡	<u>щ</u>	県	359	20	7	1,524	464	4,353	60	
広	_島_	県	93	15	50	2,013	262	2,625	2	
山		県	217	23	21	2,462	100	630	4	
徳	島	県	115	0	0	0	126	490		
香	Ш	県	71	4	10	174	69	892	4	
愛	媛	県	569	29	28	741	151	386	0	
高	知	県	313	9	36	234	586	586		
福	超	県	111	34	33	2,267	1,679	1,966	2	
佐	賀	県	45		0				· · · ·	
長	崎	県	91	4	25	2,244			4	
熊	本	県	564						0	
大	分	県	99		8					
宮	崎	県	728		0					
	児島		44	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	18					
沖	縄	県	35		0					
札	幌	市	137		1					-
仙仙	台	市	234							
					1					
	たま		80		1					
+	葉		17	·	32					
横_	浜		148		14					
川	崎	市	83		10					
名	古屋		57	57	16					
京	都	市	40	•						
大	阪	市	337	55	13	1,195	0	0		
神	F	市	61	4	12	803	229	2,091	2	
広	島	市	183	28	6	•	439	814	20	
	九州		80							
福	岡	क्त	88							
峇		11	21,709							
므		4 1	21,709	1	1,000	1 1,020		, ,,,,2		1

(東京都内訳)

ſ	中	部	2,317	8	31	1,704	314	532	4	
[多	摩	3,592	25	40	1,850	695	1,131	8	
	下	谷	3,380	5	53	2,467	243	1,471	0	

(2) 特定相談事業(思春期)

	技術援助	研修会	広 報	普及	相談	事業	
都道府県等	技術指導	(講習会)	(講習会・)				備考
L	回数	回数	回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	26	2	0	0	43	65	
青森県	6	1	21	75	43	134	,
岩手県	0	4	4	185	14	49	
宮城県	76	6	2	440	67	181	
秋田県	8	1	1	150	6	8	
山形県福島県	65	2	0	0	78	999	
茨城県	10	1	0	0	29 108	87 682	
栃木県	10	3	23	66	85	327	
群馬県	0	1	0	00	17	20	
埼玉県	87	0	8	1,193	43	224	
千葉県	36	5	3	347	570	783	
東京都	2,051	5	34	885	380	2,190	
神奈川県	4	0	0	0	124	142	
新潟県	0	2	1	150	32	45	
富山県	29	5	12	204	69	1,481	
石川県	25	2	3	146	92	628	
福井県	52	2	2	75	108	624	
山梨県	407	5	0	0	98	1,129	
長野県	198	9	10	127	174	1,418	
岐阜県	0	1	0	0	0	0	
静岡県	12	1	5	2,015	76	1,236	
愛知県	15	0	0	0	109	223	
三重県	9	16	16	346	65	263	
滋賀県	11	2	36	265	363	747	
京都府	17	0	0	0	50	224	
大阪府	11	5	0	0	522	4,208	
兵庫県	33	1	10	983	145	563	
奈良県	10	6	0	0	42	59	
和歌山県	5	1	0	0	8	8	
鳥取県	52	0	28	1,372	215	1,316	
島根県	4	2	0	0	14	29	
岡山県	42	0	1	40	88	419	
広島県	53	14	2	540	76	376	
山口県	48	0	1	239	60	350	
徳島県	83	2	27	235	108	521	
香川県 愛媛県	67	0	0	0	95	623	
高知県	4	1	10	30	52	440	
	13	12	12	431	34	47 251	<u> </u>
福岡県 佐賀県	28 69	12	8	1,164 0	288 89	351 347	
長崎県	36	2	5	917	10	18	
熊本県	91	5	0	0	149	273	
大分県	2	8	5	490	110	184	
宮崎県	103	0	3	243	53	74	
鹿児島県	4	1	5	52	68	87	
沖縄県	0	3	1	202	16	35	
札幌市	16	1	7	62	121	142	
仙台市	6	3	3	50	98	515	
さいたま市	26	0	0	0	54	125	
千葉市	3	0	0	0	112	170	
横浜市	19	5	5	155	28	34	
川崎市	0	4	9	270	221	1,624	<u> </u>
名古屋市	- 6	1	31	185	50	98	
京都市	5	7	99	780	59	261	-
大阪市	26	1	3	124	112	319	
神戸市	0	1	1	80	26	29	
広島市	19	1	0	0	213	218	
北九州市	87	6	12	139	30	30	
福岡市	0	4	1	70	0	0	
<u> </u>	4,127	176	461	15,522	6,209	27,802	
		1.01	771		<u> </u>		

(東京都内訳)

中	部	618	1	19	451	89	379	
多	摩	312	2	15	434	176	1,230	
厂下	谷	1,121	2	0	0	115	581	

(3) 特定相談事業(アルコール)

(3/14/21)		研修会	広 報	普及	相談	事業	
都道府県等	技術指導	(講習会)	(講習会·B				備考
	回数	回数	回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	. 9	2	0	0		8	
青森県	0	1	0	0	6	6	
岩手県宮城県	0	2	12 0	78 0	30	55 21	
宮 城 県 秋 田 県	6	2	2	106	13	4	
山形県	24	0	1	146	22	382	
福島県	24	1	0	0	3	3	
茨城県	2	4	1	67	28	32	
栃木県	7	3	22	455	26	50	
群馬県	8	0	0	0	87	159	
埼玉県	65	4		705	79	480	
千葉県	23	27	51	987	280	445	
東京都	756	5	133	3,278	396	2,903	
神奈川県新潟県	29 0	2	0	0	72 0	79 0	
新潟県富山県	27	1	12	220	7	31	
石川県	8	1	1.	48	10	10	
福井県	0	0	0	0	0	0	
山梨県	19	0	4	1,302	7	14	
長野県	11	1	23	152	30	415	
岐阜県	5	1	0	0	22	22	
静岡県	0	0	1	365	22	34	
愛知県	3	0	0	0	25	25	
三重県	6	1	0	0	4	15	
滋賀県	24	1	51	1,059	88 7	107 7	
京都府 大阪府	7 0	1	9	67 73	207	1,988	
大阪府兵庫県	63	5	2	95	31	58	
奈良県	1	1	0	0	17	17	
和歌山県	2	0	0	0	2	2	
鳥取県	2	8	2	67	9	14	
島根県	6	3	2	185	4	4	
岡山県	0	0	0	0	4	23	
広島県	5	4	1	33	11	16	
山口県	0	1	0	0	10	65	}
徳島県	28	2	9	133	13	15	
香川県	1	0	12	81	30	29 32	
愛 媛 県 高 知 県	0		0	0	0	0	•
福岡県	31	7	2		100	158	
佐賀県	4	2	0		11	14	
長崎県	16		1	204	5		+
熊本県	59		26				
大 分 県	1	3	1	241	29	+	+
宮崎県	121	38			43	49	
鹿児島県	23				26		
沖縄県	0			189		-	
札幌市	1	2					
仙台市	54		4			4	
さいたま市 千 葉 市	6	0	0				
横浜市	12						
川崎市	0		14				
名古屋市	1						
京都市	2		•			 	
大阪市	1		5				
神戸市	0		1	425	3	3	
広島市	1	}		 			
北九州市	37					+	
福岡市	2				^	• 	<u> </u>
合 計	1,544	187	551	20,765	2,355	8,992	<u> </u>

(東京都内訳)

中	部	110	2	114	909	106	763	
多	摩	59	1	4	130	97	719	
下	谷	587	2	15	2,239	193	1,421	

(4) 心の健康づくり推進事業

	(4) 12/07/8		技術援助	研修会	広報	普 及	相談	事業	心の電話	
都違	疳!	県等	技術指導	(講習会)		座談会等)			相談事業	備考
			回数	回 数	回数	参加人数	実件数	延件数	延件数	
北	<u>海</u>	道	56	1	2	85	0	0	3,335	
青	森	県	117	1	6	18	1	8	2,006	
岩	手	県	12	3	3	2,293	84	147	283	
宮	城	県	41	1	13	287	126	473	2,754	
秋	田	県	36	3	3	169	21	43	738	
山山	形島	県	53	1	7	1,105	0	0	1,297	·
福茨	城	県	60 4	1	0	0	131 92	683 403	1,265 2,919	
栃	木	県	14	3	2	503	29	102	3,345	
群	馬	県	9	0	7	791	7	8	3,046	
埼	<u>Ŧ</u>	県	177	4	5	2,258	108	613	3,119	
Ŧ	棄	県	34	42	9	3,725	162	1,050	2,084	
東	京	都	497	2	43	3,048	147	633	28,670	
	奈川		26	0	0	0	145	844	3,951	
新	澙	県	18	3	0	0	57	83	1,337	
富	山	県	68	1	22	634	373	377	3,217	
石	111	県	31	0	8	470	69	262	4,113	
福	井	県	150	29	51	513	315	1,636	747	
Щ	梨	県	33	7	3	395	82	200	692	
長	野	県	23		8	1,220	34	45	2,366	
岐	阜	県	0	1:	11	733	0			
静	岡	県	19	2	30	5,376	90		5,818	
愛三	<u>知</u> 重	県	21 41	0 14	3 23	1,551	1,088 101	1,215 101	1,035 4,321	<u> </u>
滋		県	20	2	23	970 286	101	101	1,839	
京	一都	府	13	2	3	74	42	170	423	
大	阪	府	247	2	5	237	472	3,602	3,154	
兵	庫	県	98	1	12	568	30	186	2,352	
奈	良	県	0	0	0	0	1	100	532	
	灰山		1	2	1	10,500	2	2	888	~~~
鳥	取	県	37	0	9	625	0			
島	根	県	0	0	3	124	54	114	606	
岡	Ш	県	34	0	4	153	57	672	2,168	
広	島	県	0	0	0	0	0	0		
Щ	П	県	0	39	9	892	0	0		
	島	県	0	0	0	0	0	0	0	
	111	県	23	3	12	37	119	837	2,128	
愛	媛_	県	0	0	10	1,366	0	0	1,993	
高	知岡	県	0 42	0 7	0	0	139			
福 佐	質	県県	52	0	17	1,283	831	961		
長	岭	県	69	0	0 14	1 020	146 12	410 13	3,091 1,890	
熊	本	県	36	9	3	1,030	28			
大	分分	県	8	0	1	1,290	62		2,360	
宮	崎	県	20	8	5	363	44	62		
鹿」			0	Ö	0	0	0			
沖	縄	県	14	0	0	0	68			
札	幌	市	0	0	2	3,100	0			
仙	台	市	80	1	3	560	301	2,734		
さい			24	0	1	200	139	335	887	
干	棄	市	0	0	0	0	0			
横		क्त	18	3	2	139	8			
111	崎	市	0	11	, 6	744	12	25		
	5屋		22	2	0	0	393			
<u>京</u>	都	市	5	1	1	650	43			
大	阪	市	9	0	3	155	0			
神	F	市	0	0	2	119	0	0		ļ
広	島	市	3	1	1	450	723	795		
北方	四四		93	0 2	12	352	1	1		
福	lai)	市	16 2 524		405	538	6,000			
合		計	2,524	223	405	52,049	6,990	22,396	151,419	L

(東京都内訳)

V 41444	MF								
中	部	65	0	22	2,270	57	253	9,223	
多	摩	126	1	12	444	58	250	10,011	
下	谷	306	1	9	334	32	130	9,436	

(5) 社会復帰促進事業

	技術援助	研修会	広報	普及	相談	事業	
都道府県等	技術指導	(講習会)		座談会等)			備 考
	回数	回数	回数	参加人数	実件数	延件数	
北海道	0	0	0	0	0	0	
青森県	0	4	6	88	38	70	
岩手県	9	9	9	114	0	0	
宮城県	105	5	6	47	66	131	
秋田県	14	1	1	150	22	34	
山形県	10	1	0	0	5	64	
福島県	371	11	12	59	346	2,246	
茨城県	413	4	0	0	8	17	
栃木県	17	3	0	0	0	0	
群馬県埼玉県	0 49	0 5	0 19	0 410	0 87	0 348	
千葉県	136	11	41	2,439		8,009	
東京都		14	66		3,292 806		
神奈川県	3,523 539	20	0	1,080	172	178,661 1,156	
新潟県	8	3	2	47	0	0	
富山県	73	1	9	194	42	130	
石川県		10	1	129	37	114	
福井県	206	13	2	129	12	81	-
山梨県	167	31	10	2,566	64	193	
長野県	385	31	11	1,063	56	369	
岐阜県	000	0	0	0	0	000	
静岡県	56	20	2	2,581	4	72	
愛知県	408	23	1	150	61	225	
三重県	3	1	10	1,184	4	4	
滋賀県	41	3	0	0	13	14	
京都府	42		12	260	17	110	
大阪府	1,943	73	1	500	3,257	13,173	
兵庫県	208	5	10	366	64	204	
奈良県	0	0	0	0	0	0	
和歌山県	1	0	0	0	0	0	
鳥取県	146	13	9	192	157	2,186	
島根県	24	2	2	60	10	12	
岡山県	50	0	0	0	8	29	
広島県	65	8	0	0	106	646	
山口県	13	8	8	635	19	191	
徳島県	190	2	0	0	18	54	
香川県	181	3	12	18	39	912	
愛媛県	0	0	0	0	0	0	
高知県	47	2	0	0	0	0	
福岡県	155	13	68	1,993	52	2,366	
佐賀県	1	0	0	0	1	1	
長崎県	82	1	8	680	16	21	
熊 本 県 大 分 県	135	4	11	142	122	123	
	10	13	15	241	31	95	
宮 崎 県 鹿児島県	144	1	0	0	43	55 0	
	0 84	0 2	0	2,062	0 34		
	0	0	0	2,062	0	310 0	
札幌市仙台市	121	1	12	297	72	1,193	
さいたま市	0	0	0	297	0	1,193	
千葉市	21	6	0	0	25	25	
横浜市	0	0	0	0	23	23	
川崎市	0	3	1	165	0	0	
名古屋市	17	25	0	0	254	395	ļ
京都市	352	5	2	213	16	84	
大阪市	332	0	0	0	0	0	
神戸市	0	6	5	85	0	0	
広島市	77	7	24	217	84	494	<u> </u>
北九州市	401	56	82	4,926	114	1,126	——
福岡市	27	9	10	1,886		1,120	
合計	11,162	492	504	27,255			
	11,102	702	304	2,200	3,004	210,740	L

(東京都内訳)

(2007)	PHALL 177	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>						
中_	張	2,534	5	48	640	395	18,209	
多	摩	989	9	18	440	411	160,452	
下	谷	0	0	. 0	0	0	0	

5 精神障害者保健福祉手帳関係

(1)精神障害者保健福祉手帳交付状況

(亚成	1	6年3日	末現在)
\ _ \\	ı,	リモッカ	不つてエノ

																(平成1		
		間				年	間	交	付	者	数				- 2	F度末現在	E交付者	数
	申	請		1 #			2 \$			3 級			合 请	f				
	者	数	診断書	年金	āt	診断書	年金	āt	診断書	年金	āt	診断書	年金	āt	1 級	2 級	3 級	合 計
				証書			証書			証書			証書					
1 北海道	4.		529	227	756	1. 345	1, 799	3, 144	437	285	722	2, 311	2.311	4, 622	1, 341	5, 671	1. 225	8, 237
2 貴 森	2.	<u>962</u>	626	619	1, 245	826	599	1, 425	172	101	273	1.624	1.319	2, 943	3, 202	2, 529	590	6, 321
3.岩.手	2.	<u> 160</u>	304	456	760	456	553	1, 009	240	139	379	1, 000	1, 148	2, 148	1, 489	2, 030	761	4, 280
4 宮 城	1.	<u> 589</u>	96	656	752	165	352	517	127	149	276	388	1, 157	1, 545	1, 067	1, 311	476	2, 854
5 秋 田	1_1	614	116	128	244	262	748	1.010	223	117	340	601	993	1, 594	407	1, 770	752	2, 929
6山形	_1.1	<u>623</u>	474	463	937	245	266	511	41	51	92	760	780	1, 540	1, 801	836	149	2, 786
7 福 島	2,	317	261	386	647	405	895	1, 300	141	211	352	807	1, 492	2, 299	1, 179	2, 183	592	3, 954
8 茨 城		<u>845</u>	175	450	625	671	740	1.411	486	137	623	1, 332	1, 327	2, 659	1, 122	2, 300	1,010	4, 432
9 栃 木	2.	<u> 228</u>	197	268	465	542	541	1, 083	485	134	619	1, 224	943	2, 167	889	2, 134	1, 137	4, 160
10 群 馬	2.1	<u>092</u>	253	638	891	435	397	832	266	85	351	954	1, 120	2, 074	1, 699	1, 555	627	3, 881
11 埼 玉	5,	<u>682</u>	354	191	545	1, 369	2, 270	3,639	1,008	357	1, 365	2, 731	2,818	5, 549	1, 613	9, 321	3, 200	14, 134
12 千 葉	4,	428	377	499	876	1, 148	1, 473	2,621	576	252	828	2, 101	2, 224	4, 325	1, 777	4, 705	1, 412	7, 894
13 東 京	14	764	1, 546	1, 879	3, 425	4, 758	3, 083	7, 841	2, 687	632	3, 319	8, 991	5, 594	14, 585	6, 600	14, 247	5, 815	26, 662
14. 神奈川	4.	376	377	637	1,014	994	1, 428	2, 422	637	269	906	2,008	2, 334	4, 342	1, 889	4, 348	1, 569	7, 806
15 新 鳰	3.1	<u>649</u>	163	457	620		1, 713	2,605	39		347	1,094	2, 478	3, 572	1, 538	4, 853	687	7, 078
16 富 山	1.1	068	86	140	226	230	383	613	133	96	229	449		1, 068	376		381	1, 915
17.石川		<u>352</u>	114	131	245		620	872	101	126	227		877	1, 344	413		365	2, 168
18. 福 井		731	52	4			118	358		27	286	1	149	700	145		568	1, 456
19 山 梨		<u>893</u>	321	224	545	677	470	1, 147	111	77	188		771	1, 880	904	2,005	301	3, 210
20 長 野	3,	- 1	735	286		610	1, 139	1, 749		212	415		1, 637	3, 185	1, 693	2, 904	663	5, 260
21 妓 阜		900	132	132	264	448	688	1, 136		153	500	T .	973	1, 900	504	1, 851	767	3, 122
22 静 岡	4.	5 <u>60</u>	389	267	656	892	1, 956	2, 848	511	450	961	1, 792	2, 673	4, 465	1, 678	6, 784	2, 128	
23 爱 知	6, 4	478	475	178	653	2, 081	2, 282	4, 363	1, 057	375	1, 432	3, 613	2, 835	6, 448	1, 232	7, 724	2, 565	11, 521
24 三 重	2.	044	219	61	280	922	523	1, 445	246	64	310	1, 387	648	2, 035	518	2, 655	517	3, 690
25 滋 賀		170	48	65	113	299	443	742	171	128	299	518	636	1, 154	229		529	2, 177
26 京 都	1.	<u> 281</u>	74	220	294	249	434	683	205	96	301	528	750	1, 278	778	1, 651	694	3, 123
27 大 阪	8, 8	804	1, 836	393	2, 229	3, 464	1, 996	5,460	779	301	1, 080	6,079	2, 690	8, 769	4, 413	10, 459	2, 207	17, 079
28 兵 庫	5, 3	<u> 302</u>	773	70	843	2, 581	764	3, 345	942	117	1, 059	4, 296	951	5, 247	1, 719	5, 946	1, 846	9, 511
29 奈 良	1.4	142	259	46	305	358	555	913	124	75	199	741	676	1, 417	578	1, 671	223	2, 472
30 和歌山	_1.3	371	260	145	405	372	326	698	125	65	190	757	536	1, 293	808	1, 313	339	2, 460
31.鳥 取		928	107	45	152	425	255	680	56	40	96	588	340	928	467	1, 391	198	2, 056
32 島 根	1.5	540	132	340	472	219	521	740	145	159	304	496	1, 020	1, 516	832	1, 277	483	2, 592
33 岡 山	2,	163	189	298	487	468	776	1, 244	118	159	277	775	1, 233	2,008	835	1, 947	483	3, 265
34 広 島	4.	124	225	116	341	1, 637	1, 294	2, 931	559	217	776	2, 421	1, 627	4, 048	619	5, 059	1, 367	7, 045
35 ய் 🗆	2, 5	<u> 64</u>	570	434	1,004	421	775	l. 196	190	151	341	1, 181	1, 360	2, 541	2, 088	2, 272	718	5, 078
36 徳 島	1. () <u>60</u>	178	258	436	295	205	500	70	49	119	543	512	1, 055	618	747	188	1, 553
37 香 川		<u>913</u>	51	124	175	167	410	577	100	54	154	318	588	906	355	1, 109	277	1, 741
38 爱 媛	<u> l. f</u>	604	90	138	228	465	714	1, 179	115	82	197	670	934	1, 604	417	2, 035	357	2, 809
39 高 知			112	38	150	216		723			210			1, 083		1, 355		2, 002
40 福 岡	3, 3		242	222	464		1, 266	2, 214			630	1,616		3, 308			882	4, 992
41 佐 賀		<u>950</u>	65	87	152	139	519	658			130	257	683	940				1, 687
42.長.崎	2,_1	147	203	195	398		808	1, 358			327	965	1, 118	2, 083				4, 127
43 熊 本	4, 7		799	1, 192	1, 991	1, 128	1.441	2, 569	6		200	1, 933	2, 827	4, 760	3, 633	4, 624	332	8, 589
44 大 分	1.		86	45	131		506	810	76	105	181	466		1, 122	305		345	2, 294
45 宮 崎			43	71	114		630	888			327			1, 329				
46 鹿児島	2, 5		59	74	133		925	1, 760	463	180	643			2, 536			1, 279	4, 879
47 沖 縄	3, 5		431	132	563	1, 206	1, 162	2, 368	471	75	546	2, 108	1, 369					
48.札. 幌	3, (600	206	123	329	968	1, 329	2, 297	748	162	910	1, 922	1, 614	3, 536				
49.仙 台		714	200	290	490		441	824	272					1, 698		1, 467	729	
50 さいたま			97	31	128	342	419		139			578						
51 于 葉		338	100	79	179	252	295	547	67									1, 455
52 川 崎		730	142	130	272		292	1, 059										
53 横 浜	5.		252	579	831	1, 398	1, 433	2, 831	1, 082									9, 066
54 名古屋	3, 5	556	223	51	274		1, 159	2, 318						3, 520				6, 408
55 京 都	2, 8		188	260			659		1					2, 813				5, 989
56 大 阪	4. 9		691	171	862		802	2, 924	971					4, 879				9, 152
57 神 戸	2, 8		140	64	204		918	1, 979										
58 広 島	2, 9		534	77			594	2, 122	84	1			T	2, 897				
59 北九州		335	46	83	129		542	801						T			1	
60 福 岡	1, 7		147	74	221													
	169, 5					49, 499		101, 151								188, 047		312, 794
									,									

(2)地方公共団体における精神障害者保健福祉手帳に基づく福祉サービス一覧

平成16年2月末現在

北海道 公共施設利用料の減免	都道府県名	
青森県 最有能設等の使用料の免除、親スス協会加盟民間バスの県内路線バス運賃割引、銀内民間鉄道(JR)除く)4社の鉄道 遺資割引能度、1級所持名の返売費助成 2 城県 公共施設等の利用料の割引 秋田県 公共施設等の利用料の割引 小形県 医療費助成(1級)、県営住宅優先論選、公共施設利用料の減免 福島県 県立施設の利用料域免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引 茨城県 県立施設の利用料域免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引 非馬県 公共施設の利用料の減免 場工県 公共施設の利用料の減免 本業県 公共施設の利用料の減免 平葉県 公共施設の利用料の減免 東京都 都営住宅の優先人居・省別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車延の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅健先人居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料の免除 高山県 県立施設の利用料の免除・割引 福井県 県立施設の利用料の免除・割引 福井県 県立施設の利用料の免除・減免 長野県 県立施設の利用料の免除・減免 長野県 県立施設の利用料の発発、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の制用料の減免、段の不均一課税 愛知県 以共産設等の利用料の減免、股の不均一課税 愛知県 以主施設等の利用料の発除・減額 正選県 県立施設等の利用料の発除・減額 正選県 県立施設等の利用料の減免、股の不均一課税 受知県 以主施設等の利用料の減免、股の不均一課税 受知県 以主施設等の利用料の減免、股の不均一課税 受知県 公共企設の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の減免、股の不均一課税 受知県 公共施設等の利用料の減免、股の利用料減免 小共施設の利用料減免 小共施設の利用料減免		
百季年		
会域県 公共施設等の利用料の割引 八ス運賃の割引 山形県 医療費助成(1線)、県営住宅優先制選、公共施設利用料の減免 福島県 県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引 茨城県 県立施設等の入配料等の免除 栃木県 各種公共施設等の利用料金の割引 公共施設の利用料の減免 工票 公共施設の利用料の減免 工票 公共施設等の入配料等の減免 東京都 都営住宅の優先人居、公共施設使用料等の減免 東京都 都営住宅の優先人居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先人居・客質減免、タケシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立施設の利用料等の減免 コール 県立施設の利用料等の減免 日川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設の利用料等の減免 東立施設の利用料等の減免 県本施設の利用料等の減免 県本施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 長野県 県本施設の利用料の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先人居 長野県 県本施設の利用料の減免、長の不均一議税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の減免、及の不均一議税 愛知県 公共施設等の利用料の減免、及の不均一議税 愛知県 公共施設等の利用料の減免、及の不均一議税 変加県 公共施設等の利用料の減免、及の不均一議税 変加県 公共施設等の利用料の減免、及の不均一議税 変加県 公共施設等の利用料減免 公共施設の利用料減免 次都府 公共施設の利用料減免 公共施設の利用料減免 公共施設の利用料減免 公共施設の利用料減免 公共施設の利用料減免 公共施設の利用料減免 公共施設の利用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募		運賃割引制度、1級所持者の医療費助成
秋田県 公共施設等の利用料の割引、バス運賃の割引 山形県 医療費助成(1級)、県営住宅産先抽選、公共施設利用料の減免 「福島県 県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引 茨城県 県立施設等の入館料等の免除 栃木県 各種公共施設等の利用料金の割引 群馬県 公共施設の利用料の減免 均工県 公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免 干薬県 公共施設等の入園料等の減免 東京都 都営住宅の優先人居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・等買減免・タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料の免除・割引 福井県 県立施設の利用料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料の残免、免除 韓阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の発免・減額 滋賀県 温碗院産業費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 所営施設の使用料が減免、所営住宅の福祉世帯向け応募	岩手県	医療費助成(1級)、公共施設等の利用料の減免
山形県 医療費助成(1級)、県営住宅優先柚選、公共施設利用料の減免 福島県 果立施設等の入館科等の免除 栃木県 各種公共施設等の利用料金の割引 群馬県 公共施設の利用料の減免 埼玉県 公生施設等の入園科等の減免 干薬県 公共施設等の入園科等の減免 ・ 一菜県 公共施設等の入園科等の減免 ・ 東京都 都営住宅の優先人居、公共施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 ・ 神奈川県 県営住宅優先人居・客貨減免・タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 第潟県 県立施設の利用料の免除 富山県 保立施設の利用料の免除 ・ 南山県 公共施設利用料の免除・減免 ・ 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 ・ 長野県 県立施設等の入場料の免除・減免 ・ 山梨県 県有施設の利用料の減免、免除 ・ 日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	宮城県	公共施設等の利用料の割引
福島県 県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引 茨城県 県立施設等の入館料等の免除	秋田県	公共施設等の利用料の割引、バス運賃の割引
茨城県	山形県	医療費助成(1級)、県営住宅優先抽選、公共施設利用料の減免
# 表示	福島県	県立施設の利用料減免、医療費補助事業(支給要件有)、県内民営バス5社運賃割引
群馬県 公共施設の利用料の減免 埼玉県 公芸住宅優先人居、公共施設使用料等の減免 干葉県 公共施設等の入園料等の減免 東京都 都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立6施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料等の減免 石川県 ペン共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設・の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 受知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の発除・減額 滋賀県 遠院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	茨城県	県立施設等の入館料等の免除
埼玉県 公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免	栃木県	各種公共施設等の利用料金の割引
千葉県 公共施設等の入園料等の減免 東京都 都営住宅の優先入居・審賞減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 神奈川県 県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立施設の利用料の免除 富山県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課稅 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	群馬県	公共施設の利用料の減免
東京都 都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度 神奈川県 県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立6施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料等の減免 石川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 受知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	埼玉県	公営住宅優先入居、公共施設使用料等の減免
神奈川県 県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除 新潟県 県立施設の利用料等の減免 石川県 公共施設利用料等の減免 石川県 公共施設利用料の免除・減免 山梨県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	千葉県	公共施設等の入園料等の減免
新潟県 県立施設の利用料の免除 富山県 県立施設の利用料等の減免 石川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 適院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	東京都	都営住宅の優先入居・特別減額、都立施設使用料無料、都営交通乗車証の発行、生活福祉資金貸付制度
富山県 県立施設の利用料等の減免 石川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	神奈川県	県営住宅優先入居・家賃減免、タクシー運賃割引、公共施設利用料金免除
石川県 公共施設利用料の免除・割引 福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 遊賀県 適院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 ア・減額 ア・	新潟県	県立6施設の利用料の免除
福井県 県立施設等の入場料の免除・減免 山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 内立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	富山県	県立施設の利用料等の減免
山梨県 県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居 長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	石川県	公共施設利用料の免除・割引
長野県 県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居 岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	福井県	県立施設等の入場料の免除・減免
岐阜県 県有施設の利用料の減免、免除 静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 適院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	山梨県	県有施設の無料・割引、医療費助成制度(1、2級)、公営住宅の優先入居
静岡県 県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税 愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	長野県	県立施設の利用料等の減免、県営住宅の家賃の減免及び優先入居
愛知県 公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減 三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	岐阜県	県有施設の利用料の減免、免除
三重県 県立施設等の利用料の免除・減額 滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免 京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	静岡県	県立施設等の利用料の減免、税の不均一課税
滋賀県 通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免京都府 公共施設の利用料減免大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	愛知県	公共住宅の優先入居・家賃の軽減、公共施設等の利用料免除・軽減
京都府 公共施設の利用料減免 大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	三重県	県立施設等の利用料の免除・減額
大阪府 府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募	滋賀県	通院医療費自己負担分の助成、公共施設の利用料減免
	京都府	公共施設の利用料減免
兵庫県 県内公共施設等の利用料の割引、県営住宅の優先入居(1、2級)、作業所通所交通費助成	大阪府	府立施設の使用料の減免、府営住宅の福祉世帯向け応募
	兵庫県	県内公共施設等の利用料の割引、県営住宅の優先入居(1、2級)、作業所通所交通費助成
奈良県県立施設等の利用料の免除	奈良県	県立施設等の利用料の免除

都道府県名	主なサービスの内容
和歌山県	県有施設入場料・使用料の無料・減免
鳥取県	県立施設等の利用料の減免、県内路線バスの運賃割引、医療費助成制度(1級)
島根県	県立施設の利用料の免除
岡山県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅入居優先制度
広島県	路線バス、鉄道(JR除く)の運賃割引、県立施設等利用料の減免、県営住宅入居当選率の優遇(1、2級)、生活福祉資金の貸付
山口県	公共施設利用料の減免、県内有料道路通行料金助成、県内バス運賃割引、医療費助成(1級)
徳島県	福祉手当の支給、医療助成制度、福祉バス・タクシーの利用、公共施設の利用料減免
香川県	県立施設入園料等の免除・減免
愛媛県	県公共施設利用料の減免、県営住宅への優先入居
高知県	県立施設利用料の免除・減免、県営住宅の優先入居、土佐くろしお鉄道運賃割引
福岡県	県立施設等の利用料の減免、県営住宅の入居募集の優遇
佐賀県	公共施設等の利用料割引
長崎県	公共施設の利用料減免
熊本県	医療費助成(1級)、県立施設使用料等の免除
大分県	公共施設の一部利用料減免
宮崎県	公共施設の入場料免除
鹿児島県	県立施設等の使用料等減免・免除
沖縄県	公共施設等の利用料の免除・割引
札幌市	市内公共交通機関交通費助成、公共施設の使用料等の減免
仙台市	交通費助成(タクシー利用券、バス・地下鉄乗車証、自家用車燃料費助成券の3つから選択交付)、市営駐車場料金ー 部割引、市営住宅入居申込時の所得控除
さいたま市	医療費の一部助成、公共施設の使用料減免
千葉市	通所交通費助成、福祉タクシー利用券(1級)、自動車燃料費助成(1級)、市営住宅入居の優遇措置
横浜市	水道料金等の減免、文化施設等の割引、バス・地下鉄等特別乗車券(無料パス)の交付、住み替え家賃助成、市営住宅 入居優先、入院医療費援助
川崎市	市営住宅入居優遇制度、市内運行バス特別乗車証等の交付、公営施設等の入場料割引、タクシー10%割引
名古屋市	福祉特別乗車券の交付(市バス、地下鉄)、市営住宅の入居、市営施設等利用料の免除・割引、生活福祉資金の貸付、 資源やごみの排出支援
京都市	公共施設の利用料減免、福祉乗車証(市バス、市営地下鉄、一部民営バス)
大阪市	市営交通運賃の免除・割引、上下水道料金の減免(1級)、市内文化施設への入場優待
神戸市	福祉乗車証(市内公共交通機関、1級)、公共施設入館料の減免、障害者用駐車券(1級)
広島市	バス・市内電車の運賃の割引、公共交通機関利用助成(所得制限)、福祉タクシー利用助成(1級、所得制限)、上下水 道料金の減免(1、2級)
北九州市	公営住宅専用募集枠、市営バス福祉優待乗車証、市営渡船運賃割引、公共施設利用料減免、障害者あんしん法律相談
福岡市	市営住宅の優先入居及び家賃の減免、市立施設等の利用料の減免、市営地下鉄運賃の助成

6 精神障害者社会復帰施設設置か所数

(平成16年4月1日現在)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		I 4						<u> 4月1日現在)</u>
1		生訓施設	福祉ホーム	福祉ホーム		授産施設		福祉工場	地域生活
1				B型	通所	入所	小規模通所		支援センター
	北海道	10	3	1	12	0	5	0	11
2		8	3	3	5	2	3	1	15
3		4	1	1	6	0	1	0	9
4	444.4	11	0	0	3	0	3	0	1
5	秋田県	8	4	1	3	1	0	0	4
6	山形県	2	0	1	1	0	0	0	4
7		3	3	1	3	0	5	0	7
8		7	2	3	5	Ĭ	1	0	
									11
9		10	9	3	3	2	4	0	11
10	群馬県	7	2	4	4	0	2	0	9
11	埼玉県	11	2	2	5	0	5	0	16
12	千葉県	6	3	2	4	0	2	0	10
13	東京都	10	9	0	26	0	67	0	41
14	神奈川県	4	2	1	1	0	11	0	
									8
15	新潟県	11	6	5	16	1	3	0	11
16	富山県	2	1	3	7	1	5	1	7
17	石川県	3	4	5	2	1	3	1	7
18	福井県	1	1	0	7	0	0	0	7
19	山梨県	2	0	1	4	0	0	0	4
20	長野県	9	3	1	10	1	6		
				•				0	7
21	岐阜県	7	3	1	1	0	1	11	9
22	静岡県	6	2	3	10	0	3	0	15
23	愛知県	6	1	1	7	0	6	0	8
24	三重県	4	2	4	5	0	2	0	5
25	滋賀県	3	1	0	5	0	2	0	6
26	京都府	1	Ö	1	3	0	4		
		<u> </u>						0	4
27	大阪府	13	4	3	4	0	54	1	25
28	兵庫県	7	6	1	3	0	6	0	4
29	奈良県	3	0	0	1	0	13	0	7
30	和歌山県	2	0	0	5	0	5	1	4
31	鳥取県	2	1	1	2	0	3	0	3
32	島根県	4	5	0	6	1	3		I.
						t		2	10
33	岡山県	3	6	2	2	2	2	0	9
34	広島県	6	3	5	8	0	5	1	11
35	山口県	8	4	5	4	1	1	1	7
36	徳島県	8	0	0	1	0	1	0	6
37	香川県	5	1	2	2	0	2	0	7
38	愛媛県	4	1	2	1	0	4		
								1	5
39		3	0	2	1	0	4	0	5
40	福岡県	9	11	3	7	4	0	0	9
41	佐賀県	2	1	1	1	0	0	1	1
42	長崎県	8	4	5	8	2	0	1	7
43	熊本県	4	2	2	7	0	1	2	9
44	大分県	6	4	1	7		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
-						1	0	1	6
45	宮崎県	4	2	0	2	1	2	0	3
46	鹿児島県	8	7	0	5	1	1	1	11
47	沖縄県	7	4	0	3	6	0	0	9
48	札幌市	2	1	1	2	0	3	0	3
49	仙台市	2	ō	0	4	0	6	0	5
			0						
50		1		0	2	0	0	1	5
51	千葉市	1	0	0	0	0	1	0	0
52	横浜市	3	0	0	2	0	2	0	4
53	川崎市	1	0	0	0	0	2	0	1
54	名古屋市	2	0	1	3	Ō	0	Ö	2
55	京都市	0	3	0	2	0	5	0	
									3
56	大阪市	2	11	0	1	0	21	0	6
57	神戸市	11	0	1	3	0	14	0	6
58	広島市	3	0	1	2	0	0	0	4
59	北九州市	0	4	1	5	0	1	0	1
60		2	0	0	1	ō	2	0	1
-									
	計	282	132	88	265	29	308	18	446

平成15年度更生・育成医療の実施状況

都道府県	都	道	府	県
------	---	---	---	---

7

都道府県							
実施主体			本	更	生医療		成医療
				実人員	公費負担額	実人員	公費負担額
				人	千円	人	千円
1	北	海	道		253, 085	1, 216	121, 155
2	青	•	森		285, 356	470	51, 118
3	岩		手		70, 575	411	40, 198
4	宮		城		301, 636	615	39, 741
5	秋		田田	712	105, 734	240	17, 145
6	山		形		221, 784	424	30, 894
7	福		島	853	113, 799	629	37, 433
8	茨		山城		72, 015	654	72, 718
9	从 板		木	3, 506	290, 850	1, 294	115, 379
10					1		1
	群林		馬	695	128, 969	405	39, 726
11	埼ェ		玉	1, 601	286, 770	1, 972	183, 750
12	于		葉	1, 130	254, 952	1, 594	155, 862
13	東	_	京	2, 544	409, 638	3, 059	287, 091
14	神	奈]]]	322	52, 888	877	81, 848
15	新		潟		329, 690	964	74, 082
16	富		Ш		73, 664	285	25, 821
17	石		111		258, 455	323	32, 235
18	福		井	822	123, 777	238	29, 341
19	山		梨	3, 299	365, 352	704	39, 894
20	長		野	1, 173	216, 381	844	79, 164
21	岐		阜	1, 690	89, 835	630	50, 697
22	静		出	1, 524	194, 418	1, 081	111, 580
23	愛		知	6, 770	540, 666	4, 420	252, 258
24	Ξ		重	1, 303	145, 654	1, 112	84, 380
	滋		賀	2, 738	273, 436	749	68, 181
	京		都		463, 640	784	50, 167
27	大		阪	4, 987	313, 202	2, 368	186, 207
28	兵		庫	1, 025	115, 912	1, 538	92, 543
29	奈		良	1, 762	164, 544	680	53, 799
30	和	歌	山	1, 373	146, 031	464	31, 177
31	鳥	-4/1	取	189	35, 766	220	22, 512
32	島		根	286	41, 370	399	29, 038
33	岡		山	2, 231	204, 592	340	28, 221
34	1		島	749	101, 666		
3 4				4, 208	380, 739	838	
	徳		島	640			
30 37					72, 624	504	31, 904
	香品		\II	1, 966	139, 361	340	19, 580
38	爱		媛	2, 659	313, 641	275	30, 097
39	高		知	1, 897	233, 811	122	17, 983
	福		岡	7, 737	950, 972	667	79, 767
41	佐		賀	3, 005	334, 427	399	30, 079
42	長		崎	5, 112	413, 249	583	49, 416
43	熊		本	7, 594	697, 688	572	46, 782
44	大		分	1, 605	236, 689	199	20, 720
45	宮		崎	4, 143	433, 057	1, 146	93, 148
	鹿	児	串	3, 042	343, 738	1, 906	55, 341
47	沖		縄	6, 054	666, 044	1, 368	

指定都市・中核市 (別掲)

					<u>掲)</u>		
実施主体			生医療	育	成医療		
				実 人 員	公費負担額	実人員	公費負担額
				人	千円	人	千円
48	札		幌	387	40, 017	876	89, 538
49	仙		台	1, 488	216, 452	435	50, 223
50		ハた		257	42, 228	571	38, 948
51	干		葉	291	63, 394	342	34, 907
52	横		浜	299	72, 982	1, 197	107, 439
53	川		崎	108	57, 073	413	54, 730
54	名	古	屋	3, 922	477, 039	1, 184	105, 675
55	京	н	都	7, 841	849, 495	1, 104	110, 936
56	大		阪	1, 841	279, 975	691	58, 222
			芦				
57 50	神		_	4, 072	301, 595	1, 438	54, 153
58	広	_	島	1, 521	149, 859	443	43, 257
59	北	九	州	5, 215	399, 405	194	19, 553
60	福		固	4, 124	526, 644	485	67, 538
61	旭		Ш	772	71079	118	12, 769
62	秋		田	310		105	9, 269
63	郡		Щ	69	11, 244	140	11, 126
64	(1	わ	ŧ	362	25, 418	103	10, 042
65	字	都	宮	1, 321	61, 090	849	50, 535
66	Ж		越	103	18, 832	178	8, 989
67	船		橋	185	34, 524	121	11, 153
68	横	須	賀	45	7, 194	174	14, 285
69	相	模	原	76		175	17, 101
70	新		潟	1, 311	107, 814	325	23, 348
71	富		山	461	40, 654	113	8, 782
72	金		沢	2, 497		220	20, 865
73	長		野	190		97	10, 209
74	岐		阜	92	12, 661	126	10, 203
75	静		田田				
76				110		411	33, 215
	浜		松	369		306	22, 877
77	豊		橋	474		323	13, 242
	豊		田	536		314	
79	岡		崎	408		274	
80		堺		1, 596		525	42, 012
81	高		槻				
82			路				
	奈	2	良	1		242	16, 564
84	和	歌	Ш	6, 585			
	岡		Щ	1, 109			
	倉		敷	786		156	
87	福		山	167			
88	高		松	827			
89	松		山	911	67, 587		16, 168
90	高		知			111	10, 100
91	長		が崎			217	
92	文 熊			9			14, 327
93	大 大		本分	3, 440 353		389	
	宮		が崎	1, 480			12, 512 16, 218
95	百鹿	児	島	5, 770		184 267	16, 218 30, 794
۳	뜻	計		181, 318			
<u> </u>		<u> </u>		1 1011 010	10,000,000	100,000	1 - 1,000,000

資料:精神保健福祉課作成(「福祉行政報告例」より)

8 精神保健福祉全国大会の開催状況

第1回(昭	和28年) 東	〔京都	j	第28回	(昭和5	5年)	神系	川系	県
第2回(昭	和29年)	11	ĵ	第29回	(昭和5	6年)	福	畄	県
第3回(昭	和30年)	II	ĵ	第30回	(昭和5	7年)	北	海	道
第4回(昭	和31年)	"	j	第31回	(昭和5	8年)	静	畄	県
第5回(昭	和32年)	JI.		第32回	(昭和5	9年)	新	潟	県
第6回(昭	和33年)	11	į	第33回	(昭和6	0年)	広	島	県
第7回(昭	和34年)	11	j	第34回	(昭和6	1年)	青	森	県
第8回(昭	和35年)	11	Ĵ	第35回	(昭和6	2年)	京	都	府
第9回(昭	和36年) 大	に阪府	Ĵ	第36回	(昭和6	3年)	茨	城	県
第10回(昭	和37年) 神	奈川県	ĵ	第37回	(平成	元年)	宮	崎	県
第11回(昭	和38年) 福	百岡 県	j	第38回	(平成	2年)	北	海	道
第12回(昭	和39年) 宮	『城 県	3	第39回	(平成	3年)	高	知	県
第13回(昭	和40年) 愛	色知 県		第40回	(平成	4年)	神差	川名	県
第14回(昭	和41年) 非	二海 道		第41回	(平成	5年)	大	阪	府
第15回(昭	和42年) 東	京京都.	·	第42回	(平成	6年)	畄	Щ	県
第16回(昭	和43年) 身	東 庫 県		第43回	(平成	7年)	岩	手	県
第17回(昭	和44年) 位	、島 県		第44回	(平成	8年)	岐	阜	県
第18回(昭	和45年) 第	所潟 県		第45回	(平成	9年)	佐	賀	県
第19回(昭	和46年) 愛	後 媛 県		第46回	(平成1	0年)	新	潟	県
第20回(昭	和47年) 創	点本 県		第47回	(平成1	1年)	Ξ	重	県
第21回(昭	和48年) 石	5 川 県	:	第48回	(平成1	2年)	鹿」	尼島	県
第22回(昭	和49年) 東	京京 都	;	第49回	(平成1	3年)	長	野	県
第23回(昭	和50年) 福	語島 県	:	第50回	(平成 1	4年)	東	京	都
第24回(昭	和51年) 1	上海 道		第51回	(平成1	5年)	兵	庫	県
第25回(昭	和52年)	易根県	•	第52回	(平成1	6年)	長	崎	県
第26回(昭	和53年) 耆	5川県	•	第53回	(平成 1	7年)	岩	手	県
第27回(昭	和54年) ナ	て阪府	:				(予		定)